

「業務規程」等の一部改正新旧対照表等

目次

	(ページ)
・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	10
・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	14
・ 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	16
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	17
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	25
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	29
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	36
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	37
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	38
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	41
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	52
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	55
・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	59
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	62
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	67
・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	69
・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則	75
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	76
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	79
・ 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	88
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	93
・ 外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表	98
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	99
・ 取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表	104
・ 取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表	105
・ 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	107
・ 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	110
・ 発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	112
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	115
・ 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	119

・ 新株引受権証書確約書の一部改正新旧対照表	127
・ 外国新株引受権証書確約書の一部改正新旧対照表	129
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	130
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	153
・ 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表	162
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	164
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	177
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	182
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	193
・ 第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表	208
・ 第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	210
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	212
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	222
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	228
・ 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	241
・ 合併等の場合における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取り扱いについての一部改正新旧対照表	245
・ 委託保証金および委託証拠金の代用有価証券からの除外についての一部改正新旧対照表	246
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	247
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	248
・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	250
・ 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	255
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	257
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	264
・ 新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表	266
・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	267
・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則	271

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（<u>新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時15分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 債券（<u>転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）</u></p> <p>午前立会は、午前10時30分から11時までの間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>(3) <u>転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時まで（半休日においては、午前9時から11時15分まで）とし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する新</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（<u>新株引受権証書及び日経300株価指数連動型上場投資信託（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。）の受益証券（以下「受益証券」という。）を含む。第9条第1項、第66条及び第67条を除き以下同じ。）</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時（半休日においては、午前9時から11時15分、<u>以下第2号及び第4号において同じ。）</u>までとし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>(2) <u>新株予約権証券</u></p> <p><u>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</u></p> <p>(3) 債券（<u>新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）</u></p> <p>午前立会は、午前10時30分から11時までの間において、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>(4) <u>新株予約権付社債券等</u></p> <p>午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時15分までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する新</p>

株予約権証券（以下「内国新株予約権証券」という。）を含む。以下同じ。）

a ~ c （略）

(2) 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株予約権証券を含む。以下「外国株券」という。）

a · b （略）

(3) （略）

（削る）

(4) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

a · b （略）

2 （略）

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) 第25条第1項の規定により株券について、配当落（配当（剰余金の配当をいう。））には、受益証券の収益分配を含む。以下同じ。）又は権利落として定める期日

(2) 第26条の規定により優先株について、取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更（行使期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日

(3) · (4) （略）

(5) 内国株券（内国法人の発行する株券及び受益証券を含む。以下同じ。）について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく実質株主の通知を行うため当取引所が必要と認める日

株引受権証券を含む。以下「内国株券」という。）

a ~ c （略）

(2) 外国法人の発行する株券（外国法人の発行する新株引受権証券を含む。以下「外国株券」という。）

a · b （略）

(3) （略）

(4) 新株予約権証券

a 当日取引

b 普通取引

(5) 債券及び新株予約権付社債券等

a · b （略）

2 （略）

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

(1) 第25条第1項の規定により株券について、配当落（配当には、商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定による金銭の分配及び受益証券の収益分配を含む。以下同じ。）又は権利落として定める期日

(2) 第26条の規定により優先株について、転換条件の変更（転換請求期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行っているものをいう。以下同じ。））について、行使条件の変更（行使期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日

(3) · (4) （略）

(5) 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が保管振替業において取り扱う株券について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく実質株主の通知を行うため当取引所が必要と認める日

(6) (略)

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2~7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え10万円以下の場合には100円、10万円を超え100万円以下の場合には1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

(6) (略)

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2~7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。)は、1株(新株引受権証書については、新株引受権の目的である株式1株を引き受けられる権利を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え10万円以下の場合には100円、10万円を超え100万円以下の場合には1,000円、100万円を超え2,000万円以下の場合には1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合には5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) (略)

(3) 新株予約権証券は、1証券につき、0.05ポイントとする。この場合において、当取引所がその都度定める金額を100ポイントとする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、額面100円につき、5銭とする。

9 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

10～12 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。)

a 内国株券(優先株を除く。)は、上場会社(当取引所の上場株券(受益証券を除く。))の発行者をいう。以下同じ。)が単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b 内国株券である優先株は、前aの規定の適用を受ける内国株券と同一とする。

c (略)

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

(削る)

(取得対価の変更期日等)

第26条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある優先株について、取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条

9 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付新株予約権付社債券等については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

10～12 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(受益証券を除く。以下この号において同じ。)

a 内国株券(優先株を除く。)は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社(当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が1単元の株式の数を定めているときは当該1単元の株式の数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b 内国株券である優先株は、普通株と同一とする。

c (略)

(2) (略)

(3) 新株予約権証券は、1証券とする。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、当取引所が定めるところにより、額面100万円又は額面50万円とする。

(転換条件等の変更期日)

第26条 普通株に転換する条件が付されている優先株について、転換条件の変更として、新たな転換条件により売買を行う期日(以下「転換条件の変更期日」という。)及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

件の変更期日」という。)は、当取引所が定める。

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、当取引所が必要があると認める場合

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3)・(4) (略)

(立会外分売の値段)

第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の利札の授受を行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券又は新株予約権付社債券等について抽選償還が行われる場合で、当取引所が必要があると認める場合

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3)・(4) (略)

(立会外分売の値段)

第42条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、転換条件の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国

内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（立会外分売に関する制約）

第45条（略）

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容又はその旨を当取引所に通知し、かつ、当取引所が電磁的方法（会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号）第4条の5第2項に規定する電磁的方法をいう。）により当該通知内容を公衆の縦覧に供した場合における当該通知内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

（立会外買付）

第46条の2 取引参加者は、当取引所が定める数量以上の顧客の買付注文（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得のための注文に限る。）を立会外買付により執行することができる。

2～4（略）

（立会外買付の値段）

第46条の3 立会外買付は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条及び第46条の6において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日又は取得対価の変更期日の前日であ

内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（立会外分売に関する制約）

第45条（略）

2 取引参加者は、当取引所が分売要領を発表する以前に、当該分売について買付けの勧誘を行ってはならない。ただし、当該分売に係る有価証券の発行者が、施行令第30条第1項各号に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して分売を行う旨を公開している場合における当該公開内容に基づく買付けの勧誘は、この限りでない。

（立会外買付）

第46条の2 取引参加者は、当取引所が定める数量以上の顧客の買付注文（商法第210条若しくは同法第211条の3の規定による自己株式の取得のための注文に限る。）を立会外買付により執行することができる。

2～4（略）

（立会外買付の値段）

第46条の3 立会外買付は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条及び第46条の6において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日又は転換条件の変更期日の前日であ

る場合には、当取引所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

(削る)

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)

る場合には、当取引所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

第46条の8 削除

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証書、株券預託証券(株券に係る権利を表示す

以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け

a (略)

b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等(株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け(当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引

c・d (略)

(6)~(15) (略)

(削る)

(削る)

第79条 (略)

る預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のa又はdまでに掲げる取引に係る買付け

a (略)

b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等(新株引受権証書、株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け(当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引

c・d (略)

(6)~(15) (略)

(売買システムの稼働に支障が生じた場合における非常措置)

第79条 売買システムの稼働に支障が生じた場合において、当取引所が必要であると認めるときは、臨時に売買システムによる売買以外の売買を行うことができる。

2 前項に規定する売買に関し必要な事項は、当取引所がその都度定める。

(新株予約権証券を付した社債券)

第80条 第2条第1項第3号の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この規程の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

第81条 (略)

第80条 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項又は第214条第2項の規定により、なお従前の例によるとされる新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第9条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

第82条 (略)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信託金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信託金に充当することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の場合において、取引資格の取得申請者が取引参加者から分割により<u>営業</u>を承継し、又は<u>営業</u>を譲り受け、当該取引参加者の取引資格の喪失と同時に当該取引資格と同種の取引資格を取得する場合で、当取引所が定めるところにより取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該取引資格を喪失する取引参加者が現に預託している信託金をもって取引資格の取得申請者が預託すべき信託金に充当することができる。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 当該取引参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第6号及び第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 分割による<u>事業</u>の一部の他の会社への承継(次条第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 分割による<u>事業</u>の全部又は一部の他の会社からの承継(次条第7号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) <u>事業</u>の一部の譲渡(次条第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) <u>事業</u>の全部又は一部の譲受け(次条第8号、第9号及び第11号に掲げるものを除く。)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 当該取引参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併(次条第6号、第9号及び第10号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 分割による<u>営業</u>の一部の他の会社への承継(次条第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 分割による<u>営業</u>の全部又は一部の他の会社からの承継(次条第7号、第9号及び第11号に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) <u>営業</u>の一部の譲渡(次条第9号に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) <u>営業</u>の全部又は一部の譲受け(次条第8号、第9号及び第12号に掲げるものを除く。)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第21条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめその内容を当取引所に届け出なければならない。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 分割による事業の全部の他の会社への承継

(5) 事業の全部の譲渡

(6) (略)

(7) 分割による事業の全部の他の取引参加者からの承継

(8) 事業の全部の他の取引参加者からの譲受け

(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法(平成17年法律第86号)において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの

(削る)

(10) 分割による事業の全部又は一部の完全子会社からの承継

(11) 事業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け

(12) (略)

(13) (略)

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第26条 取引参加者は、他の取引参加者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は国債証券、投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りではない。

(清算受託契約の解約の報告)

第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前(休業日を除外する。)の日までに報告を行う。

(1)～(3) (略)

(4) 分割による営業の全部の他の会社への承継

(5) 営業の全部の譲渡

(6) (略)

(7) 分割による営業の全部の他の取引参加者からの承継

(8) 営業の全部の他の取引参加者からの譲受け

(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、商法(明治32年法律第48号)において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの

(10) 当該取引参加者が完全子会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併

(11) 分割による営業の全部又は一部の完全子会社からの承継

(12) 営業の全部又は一部の完全子会社からの譲受け

(13) (略)

(14) (略)

(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限)

第26条 取引参加者は、他の取引参加者の役員又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は国債証券、投資信託受益証券若しくは外国投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りではない。

(清算受託契約の解約の報告)

第28条の6 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当取引所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする3日前(休業日を除外する。)の日までに報告を行う。

(2)～(4) (略)

(喪失申請者の合併等の場合における売買等)

第31条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

2 当取引所は、取引資格の喪失申請者がIPO取引参加者である場合において、その喪失と同時に、総合取引資格を取得する者又は総合取引資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(取引参加者に対する処置)

第38条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

(1) (略)

(2) 総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)若しくは出

(2)～(4) (略)

(喪失申請者の合併等の場合における売買等)

第31条 当取引所は、取引資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、当該取引資格と同種の取引資格を取得する者又は当該取引資格と同種の取引資格を有する者に合併され、分割により営業を承継させ又は営業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

2 当取引所は、取引資格の喪失申請者がIPO取引参加者である場合において、その喪失と同時に、総合取引資格を取得する者又は総合取引資格を有する者に合併され、分割により営業を承継させ又は営業を譲渡する等の場合で、当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該取引資格の喪失申請者の当取引所の市場における有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(取引参加者に対する処置)

第38条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、理由を示して、当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限その他当取引所が必要かつ適当と認める処置を行うことができる。

(1) (略)

(2) 総株主の議決権(商法第211条の2第4項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない

資に係る議決権の過半数が当取引所の市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき又はその者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社（総株主の議決権又は出資に係る議決権の過半数を有する場合を除く。）をいう。）となるに至ったとき。

(3) (略)

2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(1) 資本金の額が1億円を下回ったとき。

(2) (略)

3～5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

認められる者によって保有されるに至ったとき。

(3) (略)

2 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該取引参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができ

(1) 資本の額が1億円を下回ったとき。

(2) (略)

3～5 (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 株式の併合、分割又は端数等無償割当て(<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。</u>)に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売買の決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 削除</p> <p>(決済の繰り延べ)</p> <p>第12条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、やむを得ない事由によって第5条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日(休業日に当</p>	<p>(決済物件の制限)</p> <p>第7条 株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売買の決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第10条 <u>上場会社が他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(休業日を除外する。)の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</u></p> <p>(決済の繰り延べ)</p> <p>第12条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、やむを得ない事由によって第5条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、当取引所の定めるところにより、当該有価証券の引渡しを翌日に繰り延べる</p>

たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に繰り延
べることができる。

(発行日取引の売買契約の解消等)

第28条 (略)

2 前項の規定は、新株予約権証券について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされ
た新株引受権に係る新株引受権証書については、なお
従前の例による。
- 3 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併
に係る決済物件については、改正後の第10条の規定に
かかわらず、なお従前の例による。

ことができる。

(発行日取引の売買契約の解消等)

第28条 (略)

(新設)

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国法人の発行する株券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、外国法人の発行する株券、<u>新株予約権証券</u>及び株券上場廃止基準に該当した株券その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用取引に係る権利処理)</p> <p>第9条 制度信用取引に係る配当請求権、<u>株式分割による株式を受ける権利</u>その他の権利の処理に関し必要な事項については、当取引所が規則により定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(外国法人の発行する株券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 取引参加者は、外国法人の発行する株券、<u>新株引受権証書、新株予約権証券</u>及び株券上場廃止基準に該当した株券その他当取引所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p>(制度信用取引に係る権利処理)</p> <p>第9条 制度信用取引に係る配当請求権、<u>新株引受権</u>、その他の権利の処理に関し必要な事項については、当取引所が規則により定める。</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所に上場している株券(法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第6号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社(外国会社を含む。以下同じ。)が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 当取引所に上場している株券(法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で同項第6号に掲げる株券の性質を有するもの(以下「外国株券」という。))を含む。以下同じ。)の発行者(以下「上場会社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(当取引所が定めるものに限る。)によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、<u>単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)</u>を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(預託証券を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び<u>単元株式数を定める場合</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、<u>資本組入額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法(明治32年法律第48号)第21条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(預託証券を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、<u>資本組入額及び単元株制度</u></p>

には当該単元株式数

(4)～(8) (略)

(9) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2)～(5) (略)

(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))を含む。)をいう。)
又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。)を行った場合には、その議事録の写し(会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。))

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者(以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。)は、添付を要しない。

を採用する場合には1単元の株式の数

(4)～(8) (略)

(新設)

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し。ただし、新規上場申請者が外国株券の発行者(以下「外国会社」という。)である場合には、取締役会において上場申請を決議したことを証する書面

(2)～(5) (略)

(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る商法第210条第1項の規定による決議又は第211条の3第1項若しくは第224条の5第2項の規定による決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号。以下「商法特例法」という。))第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、執行役の決定を含む。)をいう。)
自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る商法第211条第1項の規定による決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))又は自己株式の移転に係る商法第356条、第374条の19若しくは第409条の2の規定により自己株式の移転を行う場合における商法第353条第1項、第374条の17第1項若しくは第408条第1項の規定による決議(商法第358条第1項、第374条の22第1項又は第413条の3第1項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書の内容についての取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))を含む。)をいう。)
又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る商法第212条第1項の規定による決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。)を行った場合には、その議事録の写し(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。))

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者(以下「セントレックスへの新規上場申

(7)～(11) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあっては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) セントレックスへの新規上場申請者である場合において、次のaからcまでのいずれかに該当するとき

当該aからcまでに規定する書類

a (略)

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し、9か月を経過していない場合（新規上場申請者が次項ただし書の規定の適用を受ける外国会社である場合に限る。）

当該事業年度の第2四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

c (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2

請者」という。)は、添付を要しない。

(7)～(11) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。

(1) 取締役会若しくは株主総会を開催した場合（委員会等設置会社にあっては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）又は商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会を開催した場合には、その議事録の写し（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) セントレックスへの新規上場申請者である場合において、次のaからcまでのいずれかに該当するとき

当該aからcまでに規定する書類

a (略)

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し、9か月を経過していない場合（新規上場申請者が外国会社である場合に限る。）

当該事業年度の第2四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

c (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2

人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）

8～11（略）

（上場前の公募又は売出し等に関する取扱い）

第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等については、当取引所が定める規則によるものとする。

（上場契約）

第8条（略）

2・3（略）

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項

人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）

8～11（略）

（上場前の公募又は売出し等に関する取扱い）

第7条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株券の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による新株の発行等については、当取引所が定める規則によるものとする。

（上場契約）

第8条（略）

2・3（略）

（新設）

第18号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条第1項の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

（新株券等の上場申請手続）

第9条 当取引所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(2)・(3)（略）

(4) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2（略）

（新株券等の上場）

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、当取引所の上場株券の発行者が新たに発行する株券（以下「新株券」という。）である場合には、原則として上場を承認するものとする。ただし、当該株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第9号から第12号まで（外国株券にあっては同条第2項第4号及び第5号とする。）に適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該

（新株券等の上場申請手続）

第9条 当取引所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数

(2)・(3)（略）

（新設）

2（略）

（新株券等の上場）

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、当取引所の上場株券の発行者が新たに発行する株券（以下「新株券」という。）又は新株引受権証書である場合には、原則として上場を承認するものとする。

当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

2 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として次の各号に適合するとき（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、次の各号に準ずる基準に適合するとき）に上場を承認するものとする。

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。

3 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、当取引所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、当取引所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等により割当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第12条の2 上場会社が行う第三者割当等により割当てられた募集株式の譲渡の報告等については、当取引所が定める規則によるものとする。

(新株券等の所属部)

第14条 新株券又は新株予約権証券（セントレックス上場銘柄を除く。）は、当該新株券又は新株予約権証券の発行者の既の上場されている株券の所属部と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の適用を受けて上場した株券（株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄

(新設)

2 前項の規定により新株引受権証書が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、当取引所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数等を変更しようとするときは、当取引所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

(第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する取扱い)

第12条の2 上場会社が行う第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等については、当取引所が定める規則によるものとする。

(新株券又は新株引受権証書の所属部)

第14条 新株券又は新株引受権証書（セントレックス上場銘柄を除く。）は、当該新株券又は新株引受権証書の発行者の既の上場されている株券の所属部と同一とする。

(新設)

柄と引換えに交付されるものに限る。)は、当該株券と引換えに上場廃止となった株券の所属部と同一とする。

(申請によらない上場廃止)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第2条第1項第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」をいう。)の期間等を記載した当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を支払うことを要しない。

4 (略)

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第22条 第10条第1項の適用を受けて上場した株券(株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る上場市場の変更、所属部の指定及び指定替え並びに上場廃止の審査において当取引所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(有価証券の上場に関する必要事項の決定)

第23条 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 施行日前に定時総会の招集の手続きが開始された場合又は取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下同じ。)が行われた場合における当該定時総会又は取締役会(委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。)による改正前の第

(申請によらない上場廃止)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画(同基準第2条第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」をいう。)の期間等を記載した当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を支払うことを要しない。

4 (略)

(新設)

(有価証券の上場に関する必要事項の決定)

第22条 (略)

3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議は、それぞれ改正後の同号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議とみなし、施行日前に株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書が作成された場合における当該契約書に基づく自己株式の移転に係る改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式処分等決議は、改正後の同号に規定する自己株式処分等決議とみなす。

4 改正後の第3条第7項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表、連結会計年度に係る連結財務諸表、中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。

5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数が、上場の時までに、2,000単位(1単位は、<u>単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。</u>以下同じ。)以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含み、<u>取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)</u>、<u>監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。)</u>をいう。以下同じ。)、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社によっては、<u>株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。</u>以下同じ。)の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。)並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数が、上場の時までに、2,000単位(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。</u>以下同じ。)以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。)、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社によっては、<u>商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。</u>以下同じ。)の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。)並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。)が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b (略)</p>

(3) (略)

(4) 事業継続年数

上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から取締役会（新規上場申請者が外国会社である場合は、これに相当する機関）を設置して継続的に事業活動をしていること。

(5) 純資産の額

上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、3億円以上であること。

(6)～(10) (略)

(11) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(12) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合には、前項第3号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 株式の譲渡制限

上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこと

(3) (略)

(4) 設立後経過年数

株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上経過して、かつ、継続的に営業活動をしていること。

(5) 株主資本（純資産）の額

上場申請日の直前事業年度の末日における株主資本（純資産）の額が、3億円以上であること。

(6)～(10) (略)

(11) 株式の譲渡制限

株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(12) (略)

2 新規上場申請者が外国会社である場合には、前項第3号から第5号まで及び第8号に適合し、かつ、同項第6号又は第7号に適合するほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 株式の譲渡制限

株式の譲渡につき制限を行っていないこと。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第18号に該当しないこと

となる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でない当取引所が認めるときを除く。))に限る。)

当該他の会社

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2)・(3) (略)

(3)の2 事業継続年数

上場申請日から起算して1か年以前から取締役会(新規上場申請者が外国会社である場合には、これ

となる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものと当取引所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、セントレックスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でない当取引所が認めるときを除く。))に限る。)

当該他の会社

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) 株式の分布状況

a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募又は売出しを行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、当取引所が別に定める株式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

b (略)

(2)・(3) (略)

(新設)

に相当する機関)を設置して継続的に事業活動をしていること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)~(4) (略)

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとする事により株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な事業を承継するものと当取引所が認める場合(セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(セントレックスの上場会社を除く。)が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除外する。))に限る。)

当該他の会社

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第18号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)~(4) (略)

(5) セントレックスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その分割計画書又は分割契約書の記載に基づき他の会社に上場契約を承継させようとする事により株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による同基準第2条第1項第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社がセントレックスの上場会社の主要な営業を承継するものと当取引所が認める場合(セントレックスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社(セントレックスの上場会社を除く。)が当該行為を行う場合にあっては、当該行為後の当該他の会社についてセントレックスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除外する。))に限る。)

当該他の会社

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券(外国株券を除く。)の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、株式分割又は<u>単元株式数の減少</u>による投資単位の引下げに努めるものとする。</p> <p>2 当取引所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当該発行者に対し株式分割又は<u>単元株式数の減少</u>による投資単位の引下げを勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券(外国株券を除く。)の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、株式分割又は<u>1単元の株式の数の引下げ</u>による投資単位の引下げに努めるものとする。</p> <p>2 当取引所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、当取引所が必要と認めるときは、当該発行者に対し株式分割又は<u>1単元の株式の数の引下げ</u>による投資単位の引下げを勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a <u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定(上場外国会社である場合に限る。以下同じ。))によるものを含む。)</u>若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)又は株式若しくは新</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a <u>株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し</u></p>

株予約権の売出し

- b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- c 資本金の額の減少
- c の 2 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- d 会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による自己株式の取得
- d の 2 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- e （略）
- f 剰余金の配当
- f の 2 ~ g の 2 （略）
- h 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- i ~ n （略）
- o 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- p ~ x （略）
- y 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの廃止若しくは新設
- z 事業年度の末日の変更
- a a ・ a b （略）
- a c 上場債券（上場転換社債型新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を含む。以下この a c 及び次の(2) r の 2 において同じ。）に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項
- a d ~ a i （略）
- (2) 次に掲げる事実が発生した場合
- a ~ d （略）
- e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに

- b 前 a に規定する発行若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る発行若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- c 資本の減少
- c の 2 資本準備金又は利益準備金の減少
- d 商法第210条若しくは第211条の3の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。以下同じ。）による自己株式の取得
- d の 2 商法第211条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による自己株式の処分
- e （略）
- f 利益の配当又は商法第293条の5に定める営業年度中の金銭の分配（以下「中間配当」という。）
- f の 2 ~ g の 2 （略）
- h 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- i ~ n （略）
- o 営業の全部又は一部の休止又は廃止
- p ~ x （略）
- y 1単元の株式の数の変更又は1単元の株式の数の定めの廃止若しくは新設
- z 決算期の変更
- a a ・ a b （略）
- a c 上場債券（上場新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）を含む。以下この a c 及び次の(2) r の 2 において同じ。）に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項
- a d ~ a i （略）
- (2) 次に掲げる事実が発生した場合
- a ~ d （略）
- e 営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに

完結したこと。

f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

g 親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i ~ n （略）

o 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求

p・q （略）

r 社債に係る期限の利益の喪失

rの2~w （略）

(3) （略）

(4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) 当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことにつ

完結したこと。

f 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

g 親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この規則において同じ。）の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i ~ n （略）

o 株主による株式又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の差止めの請求

p・q （略）

r 社債券に係る期限の利益の喪失

rの2~w （略）

(3) （略）

(4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益若しくは利益の配当若しくは中間配当又は当該上場会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

（新設）

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことにつ

いての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～cの2（略）

d 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

e～j（略）

k 事業の全部又は一部の休止又は廃止

l～r（略）

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a・b（略）

c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

e～l（略）

(3)（略）

3～9（略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 発行可能株式総数の変更（株式分割の場合における会社法第184条第2項による発行可能株式総数の増加を含む。）

(4)・(5)（略）

(6) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。）の引受人（法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与

(7) 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契

いての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～cの2（略）

d 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

e～j（略）

k 営業の全部又は一部の休止又は廃止

l～r（略）

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a・b（略）

c 営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

d 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

e～l（略）

(3)（略）

3～9（略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 会社が発行する株式の総数の変更（株式分割の場合における商法第218条第2項による会社が発行する株式の総数の増加を含む。）

(4)・(5)（略）

(6) 新株の引受人（法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該新株の優先的申込資格の付与

(7) 上場新株予約権証券、上場債券又は上場新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社

約その他当取引所が必要と認める委託契約の変更

(8)～(11) (略)

(12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

(13) (略)

2・3 (略)

（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前（当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前）に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2・3 (略)

（自己株式取得等の状況に関する報告等）

第7条の2 上場会社は、自己株式の取得により、上場

債管理委託契約その他当取引所が必要と認める委託契約の変更

(8)～(11) (略)

(12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債等（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）

(13) (略)

2・3 (略)

（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）

第6条 上場外国会社は、議決権を行使する者又は配当、新株の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前（当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前）に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が別に定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

2・3 (略)

（自己株式取得等の状況に関する報告等）

第7条の2 上場会社は、商法第210条若しくは第211条

株式数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第1号、株券上場廃止基準第2条第1項第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得の後直ちにその旨を書面により当取引所に通知するものとする。

2 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第8条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するとともに、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は交付するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

(株式買取権証書の買取権の行使等による株式交付状況及び自己株式取得状況の報告)

第9条 上場外国会社は、事業年度ごとの株式買取権証書の買取権の行使等による株式の交付状況及び自己株式の取得状況について当取引所に報告するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を名古屋市内又は当取引所が定める場所のいずれかに設置するものとする。

の3の規定による自己株式の取得又は商法の他の規定による自己株式の買取り(以下、「自己株式の取得等」という。)により、上場株式数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第1号、株券上場廃止基準第2条第1項第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により当取引所に通知するものとする。

2 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第8条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するとともに、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は移転するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

(株式買取権証書の買取権の行使等による新株式発行状況及び自己株式取得状況の報告)

第9条 上場外国会社は、事業年度ごとの株式買取権証書の買取権の行使等による新株式の発行状況及び自己株式の取得状況について当取引所に報告するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場新株予約権証券又は上場新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を名古屋市内又は当取引所が定める場所のいずれかに設置するものとする。

(株式分割の効力発生日等)

第20条の2 上場会社(上場外国会社を除く。次項において同じ。)は、上場株券について株式分割又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。)を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(株式分割の効力発生日等)

第20条の2 上場会社(上場外国会社を除く。次項において同じ。)は、上場株券について株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行する株式の総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して5日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>純資産</u>の額 上場会社の直前事業年度の末日における<u>純資産</u>の額が、10億円以上であること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査資料)</p> <p>第4条 前条第1項各号については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料に基づいて審査を行う。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第3号までの規定 次のa又はbのいずれかに定める日現在の資料 a (略) b 保振法第31条第1項第3号後段に定める日(上場会社が会社法454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときにあつては、当該基準日)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>株主資本(純資産)</u>の額 上場会社の直前事業年度の末日における<u>株主資本(純資産)</u>の額が、10億円以上であること。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査資料)</p> <p>第4条 前条第1項各号については、次の各号に掲げる規定の区分に従い、当該各号に定める資料に基づいて審査を行う。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第3号までの規定 次のa又はbのいずれかに定める日現在の資料 a (略) b 保振法第31条第1項第3号後段に定める日</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査資料)</p> <p>第3条 前条第1項第2号及び第5号並びに第2項第2号の審査は、上場会社の<u>事業年度の末日</u>現在の資料に基づいて審査を行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号及び第2項第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の<u>事業年度の末日</u>以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続、<u>更生手続若しくは整理</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査資料)</p> <p>第3条 前条第1項第2号及び第5号並びに第2項第2号の審査は、上場会社の<u>毎決算期</u>現在の資料に基づいて審査を行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号及び第2項第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の<u>決算期</u>以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、<u>審査対象事業年度の</u>末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 破産手続、再生手続又は更生手続</p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、<u>審査対象決算期の</u>末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続、<u>更生手続若しくは整理</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 破産手続、再生手続、<u>更生手続又は整理</u></p> <p>上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、<u>更生手続若しくは整理</u>を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、当取引所が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から1か月間の上場時価総額が5億円以上とならないとき。</p>

(8) 事業活動の停止

上場会社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

(9)～(13) (略)

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(15)～(17) (略)

(18) 全部取得

上場会社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(19) (略)

2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第19号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 株式の譲渡制限

上場外国会社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合(上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。)において、1か年以内に債務超過の状態でない。

(8) 営業活動の停止

上場会社が営業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合。

(9)～(13) (略)

(14) 株式の譲渡制限

上場会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(15)～(17) (略)

(新設)

(18) (略)

2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第18号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 株式の譲渡制限

上場外国会社が株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、株式の譲渡に関して制限を行うことが本国の法律の規定の適用を受けるために必要と認められる場合又はこれに準ずる場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合(上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。)において、1か年以内に債務超過の状態でない。

くならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(5) 前条第1項第6号から第19号まで（第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合

2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、前項第3号又は第4号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 前条第1項第6号から第12号まで（第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と読み替える。）、第15号若しくは第17号から第19号まで又は同条第2項第1号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当した場合

（審査の資料）

第3条 第2条第1項第2号及び第5号、同条第2項第3号、前条第1項第1号及び第4号並びに前条第2項第1号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号並びに前条第1項第1号及び第2項第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

くならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続若しくは整理又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(5) 前条第1項第6号から第18号まで（第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。）のいずれかに該当した場合

2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、前項第3号又は第4号に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)・(2)（略）

(3) 前条第1項第6号から第12号まで（第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と読み替える。）、第15号、第17号若しくは第18号又は同条第2項第1号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当した場合

（審査の資料）

第3条 第2条第1項第2号及び第5号、同条第2項第3号、前条第1項第1号及び第4号並びに前条第2項第1号の審査は、上場会社の毎決算期現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号並びに前条第1項第1号及び第2項第1号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の決算期以外の時現在の資料に基づいて行うことができる。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国株券の売買又は外国法人の発行する<u>新株予約権証券</u>(以下「<u>外国新株予約権証券</u>」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(売付外国株券等の事前預託)</p> <p>第8条の2 顧客は、外国株券又は<u>外国新株予約権証券</u>の売付けを取引参加者に委託する場合には、当該委託の時までに、その売付外国株券又は<u>売付外国新株予約権証券</u>を、取引参加者に設けられた自己の口座に振り込まなければならない。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな<u>取得対価</u>により売買を行う期日として取引所の定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、<u>新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるもの</u>をいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国株券の売買又は外国法人の発行する<u>新株引受権証書</u>(以下「<u>外国新株引受権証書</u>」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(売付外国株券等の事前預託)</p> <p>第8条の2 顧客は、外国株券又は<u>外国新株引受権証書</u>の売付けを取引参加者に委託する場合には、当該委託の時までに、その売付外国株券又は<u>売付外国新株引受権証書</u>を、取引参加者に設けられた自己の口座に振り込まなければならない。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな<u>転換条件</u>により売買を行う期日として取引所の定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、<u>商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社</u>にあっては、<u>執行役の決定を含む。</u>)を行っているものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p>

(3) ~ (4) (略)

(5) 内国株券について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日

(6) 利付債券（国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（取引所の休業日を除く。）の日

3 ~ 5 (略)

(利子の日割計算)

第15条 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第19条 取引参加者に売付けの委託（債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売付けの委託を除く。）をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、受

(3) ~ (4) (略)

(5) 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）が保管振替業において取り扱う株券（以下「機構取扱株券」という。）について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日

(6) 利付債券（国債証券及び新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（取引所の休業日を除く。）の日

3 ~ 5 (略)

(利子の日割計算)

第15条 利付債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第19条 取引参加者に売付けの委託（債券（新株予約権付社債券等を除く。）の売付けの委託を除く。）をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、受益証券及び

益証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券（受益証券を除く。以下この項において同じ。）の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(3) (略)

(削除)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、売買単位の額面金額の券種の転換社債型新株予約権付社債券

2 前項の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第20条 顧客は、株式（受益権を含む。第3節の2を除き以下同じ。）の併合、分割又は端数等無償割当手（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第88条第2項に規定する端数等無償割当手を言う。以下同じ。）に伴い株式数（受益権の口数を含む。第3節の2を除き以下同じ。）が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券（受益証券を除く。以下この条において同じ。）の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券又は新株引受権証券の売付けについては、売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証券又は他の券種の株券若しくは新株引受権証券で各株券若しくは新株引受権証券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(新設)

(2) (略)

(3) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券

(4) 新株予約権付社債券等の売付けについては、新株予約権付社債券にあっては売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の新株予約権付社債券、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券

2 前項第1号の規定にかかわらず、機構取扱株券（受益証券を除く。）の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第20条 顧客は、株式（受益権を含む。第3節の2を除く。）の併合に伴い株式数（受益権の口数を含む。第3節の2を除く。）が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

第23条 削除

(商号変更の場合の決済物件)

第24条 上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)が商号変更を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済(投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券の売買の決済を含む。)については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度(当該投資信託の最初に到来する計算期間を含む。)の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(株式会社保管振替機構等の規則の適用)

第25条 内国株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が定める株券等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結され

(吸収合併等の場合の決済物件)

第23条 上場会社(取引所に上場されている株券(受益証券を除く。以下この条において同じ。))の発行者をいう。以下同じ。)が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の上場日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前(取引所の休業日を除く。)の日)である場合に限る。)は、合併登記日の翌日以降の存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、合併登記日の翌日から当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を決済物件として取り扱うことができる。

(商号変更の場合の決済物件)

第24条 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済(投資信託が名称変更を行った場合の名称変更日以後の受益証券の売買の決済を含む。)については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度(当該投資信託の最初に到来する計算期間を含む。)の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(保管振替機構等の規則の適用)

第25条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

る契約によるものとする。

2 債券（国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

3 （略）

4 内国法人の発行する新株予約権証券（以下「内国新株予約権証券」という。）の売買の受託に関し顧客が日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座の振替により内国新株予約権証券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

（口座振替による受渡し）

第26条 取引参加者は、顧客から内国株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

2 取引参加者は、顧客から外国株券又は外国新株予約権証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受け渡しを、その口座の振替により行うものとする。

3 取引参加者は、顧客から債券（国債証券及び転換社

2 債券（国債証券及び新株予約権付社債券等を除く。）の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

3 （略）

4 内国法人の発行する新株引受権証書（以下「内国新株引受権証書」という。）の売買の受託に関し顧客が日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座の振替により内国新株引受権証書の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

（口座振替による受渡し）

第26条 取引参加者は、顧客から次の各号に掲げる有価証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。

(1) 外国株券の当日取引、普通取引及び立会外分売に係る売買

(2) 外国新株引受権証書の当日取引及び普通取引

2 取引参加者は、顧客から機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

3 取引参加者は、顧客から債券（国債証券及び新株予

債型新株予約権付社債券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 (略)

5 取引参加者は、顧客から内国新株予約権証券の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る内国新株予約権証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付内国新株予約権証券を交付しない旨又は買付内国新株予約権証券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(外国証券取引口座)

第26条の3 顧客は、取引参加者に外国証券取引口座を設定している場合には、外国証券(外国株券及び外国新株予約権証券をいう。以下この節において同じ。)の取引所における売買その他の取引(以下この節において「委託取引」という。)については、この節の規定に従い、外国証券の委託取引を行うものとする。

(配当等の処理)

第28条の4 (略)

2~5 (略)

6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行う。

7 (略)

(新株予約権等その他の権利の処理)

第28条の5 寄託証券に係る新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式の割当を受ける権利をいう。以下この節において同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところ

約権付社債券等を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 (略)

5 取引参加者は、顧客から内国新株引受権証書の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る内国新株引受権証書の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付内国新株引受権証書を交付しない旨又は買付内国新株引受権証書の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(外国証券取引口座)

第26条の3 顧客は、取引参加者に外国証券取引口座を設定している場合には、外国証券(外国株券及び外国新株引受権証書をいう。以下この節において同じ。)の取引所における売買その他の取引(以下この節において「委託取引」という。)については、この節の規定に従い、外国証券の委託取引を行うものとする。

(配当等の処理)

第28条の4 (略)

2~5 (略)

6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行う。

7 (略)

(新株引受権その他の権利の処理)

第28条の5 寄託証券に係る新株引受権その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新株引受権が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところに

により、取り扱う。

- a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものでありと取引所が認める場合以外の場合

顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等⁽¹⁾を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等⁽¹⁾を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等⁽¹⁾を売却処分する。ただし、当該寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等⁽¹⁾の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等⁽¹⁾はその効力を失う。

- b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものでありと取引所が認める場合

決済会社が新株予約権等⁽¹⁾を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。この場合において、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株予約権等⁽¹⁾を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとする。

(2)～(6) (略)

(払込代金等の未払い時の措置)

第28条の6 顧客が、新株予約権等⁽¹⁾の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため取引参加者に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに取引参加者に支払わないときは、取引参加者は、任意に、顧客の当該債務を履行するために、顧客の計算におい

より、取り扱う。

- a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものでありと取引所が認める場合以外の場合

顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株引受権⁽¹⁾を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないとき又は決済会社が当該新株引受権⁽¹⁾を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株引受権⁽¹⁾を売却処分する。ただし、当該寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株引受権⁽¹⁾の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株引受権⁽¹⁾はその効力を失う。

- b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものでありと取引所が認める場合

決済会社が新株引受権⁽¹⁾を受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込む。この場合において、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知し、取引参加者を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は顧客に代わって当該新株引受権⁽¹⁾を行使して新株式を引き受け、取引参加者を通じて外国証券取引口座に振り込むものとし、顧客が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを取引参加者に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとする。

(2)～(6) (略)

(払込代金等の未払い時の措置)

第28条の6 顧客が、新株引受権⁽¹⁾の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため取引参加者に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに取引参加者に支払わないときは、取引参加者は、任意に、顧客の当該債務を履行するために、顧客の計算において、

て、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとする。

(株主総会の書類等の送付等)

第28条の8 寄託証券の発行者から交付される当該寄託証券に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 (略)

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(4) (略)

(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの

当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとする。

(株主総会の書類等の送付等)

第28条の8 寄託証券の発行者から交付される当該寄託証券に係る株主総会に関する書類、営業報告書その他配当、新株引受権の付与等株主の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が顧客の届け出た住所あてに送付する。

2 (略)

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(4) (略)

(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。)及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行

(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80

(7)~(13) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2)~(4) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付け)

第39条 取引参加者は、信用取引による売付けについては、当該売付けの決済日に当該売付代金及び委託保証金を担保として当該売付有価証券の貸付けを行うものとし、信用取引による買付けについては、当該買付けの決済日に当該買付有価証券及び委託保証金を担保として当該買付約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。ただし、第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割又は株式無償割当ての効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。

2 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 (略)

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80

(7)~(13) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第13号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2)~(4) (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付け)

第39条 取引参加者は、信用取引による売付けについては、当該売付けの決済日に当該売付代金及び委託保証金を担保として当該売付有価証券の貸付けを行うものとし、信用取引による買付けについては、当該買付けの決済日に当該買付有価証券及び委託保証金を担保として当該買付約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。ただし、第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けは、株式分割の効力発生日にそれぞれ行ったものとみなす。

2 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 (略)

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割の対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済)

第47条 株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式（受益権を含む。）を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）、新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

（株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の調整）

第48条 取引参加者が顧客に対し、株式分割等による株式を受ける権利等が付与された有価証券について、制度信用取引による金銭の貸付けを継続する場合には、買付約定価額から取引所が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額（以下「権利処理価額」という。）を差し引いた金額によるものとし、制度信用取引による有価証券の貸付けを継続する場合には、担保として提供を受けた売付代金の額から取引所が定める権利処理価額を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合で、取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。）が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した価格に調整するものとする。

第53条 削除

第47条 新株引受権、新株券を追加して発行する株式分割若しくは会社の分割による株式を受ける権利、上場会社が他の上場会社に吸収合併されるとき（吸収合併される上場会社の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなるときに限る。）において、吸収合併される上場会社の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権（以下「新株引受権等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

（新株引受権等が付与された場合の調整）

第48条 取引参加者が顧客に対し、新株引受権等が付与された有価証券について、制度信用取引による金銭の貸付けを継続する場合には、買付約定価額から取引所が定める新株引受権等の価額を差し引いた金額によるものとし、制度信用取引による有価証券の貸付けを継続する場合には、担保として提供を受けた売付代金の額から取引所が定める新株引受権等の価額を差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利が付与された場合で、取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、売付有価証券及び買付有価証券の数量は、当該数量を当該株式分割に係る分割比率で除した数量に調整し、売付価格及び買付価格は、当該価格に当該株式分割に係る分割比率を乗じた価格に調整するものとする。

（新株予約権証券を付した社債券）

第53条 第15条第1項の同時に募集され、かつ、同時に

割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、
一体で売買するものとして上場されたものは、この準
則の適用については、新株予約権証券を付した社債券
とみなす。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第10条第2項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の同号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併に係る決済物件については、改正後の第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第1項の規定にかかわらず、改正後の第48条第2項の規定は、平成18年5月31日以後の日を基準日とする株式分割又は株式無償割当てから適用する。

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引の対象有価証券)</p> <p>第3条 終値取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。)の受益証券を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、<u>新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるもの</u>をいう。以下同じ。)</p> <p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日においては、第3号に定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の証券取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める<u>取得対価</u>の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請</p>	<p>(終値取引の対象有価証券)</p> <p>第3条 終値取引は、次の各号に定める有価証券について行うものとする。</p> <p>(1) 株券(新株引受権証券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。)の受益証券を除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、<u>商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)</u>を行っているものをいう。以下同じ。)</p> <p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 終値取引の呼値は、次の各号に定める値段(半休日においては、第3号に定める値段を除く。)により行うものとする。</p> <p>(1) 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の普通取引(当取引所が定める銘柄については、当取引所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の証券取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段並びに指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。第3号において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める<u>転換条件</u>の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請</p>

求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。

(2) (略)

(3) (略)

4～6 (略)

(終値取引に係る売買の停止)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3)・(4) (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第20条 取引参加者に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う終値取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(3) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。

(2) (略)

(3) (略)

4～6 (略)

(終値取引に係る売買の停止)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 有価証券又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(3)・(4) (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第20条 取引参加者に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う終値取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

2 前項第1号の規定にかかわらず、株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

2 改正前の第3条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の同号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この特例は、定款第32条第1項に規定する当取引所の市場のうち、相対交渉方式等により有価証券の売買を行う市場（以下「相対交渉市場」という。）における有価証券の上場、売買及び相対交渉市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、有価証券上場規程（優先株に関する有価証券上場規程の特例及び<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例を含む。以下同じ。）、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者が相対交渉市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項、<u>優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項各号又は転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項各号</u>の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。</p> <p>2 定款第32条第1項に規定する当取引所の市場のうち、競争売買方式等により有価証券の売買等を行う市場への上場に関して、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号又は<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号に規定する有価証券上場申請書を当取引所に提出する場合は、原則として当取引所の開設するすべての取引所有価証券市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、相対交渉市場への上場を申請しない旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この特例は、定款第32条第1項に規定する当取引所の市場のうち、相対交渉方式等により有価証券の売買を行う市場（以下「相対交渉市場」という。）における有価証券の上場、売買及び相対交渉市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、有価証券上場規程（優先株に関する有価証券上場規程の特例及び<u>新株予約権付社債券</u>等に関する有価証券上場規程の特例を含む。以下同じ。）、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者が相対交渉市場への上場を申請する場合には、有価証券上場規程第3条各項の定めるところにより、有価証券上場申請書及びその添付書類等を提出するものとする。</p> <p>2 定款第32条第1項に規定する当取引所の市場のうち、競争売買方式等により有価証券の売買等を行う市場への上場に関して、新規上場申請者が有価証券上場規程第3条第1項、優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号又は<u>新株予約権付社債券</u>等に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号に規定する有価証券上場申請書を当取引所に提出する場合は、<u>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項第1号に規定する有価証券上場申請書を提出する場合は、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われている新株予約権付社債券（以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」</u></p>

第4条 削除

(上場審査料等の取扱い)

第5条 有価証券上場規程第6条及び第19条の規定は、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない有価証券の相対交渉市場への上場について準用する。

2 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券の発行者の相対交渉市場への上場に係る上場審査料、上場手数料及び年間上場料については、免除する。

(上場審査基準)

第6条 相対交渉市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券

株券上場審査基準第2条及び第4条から第6条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第3条又は転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第3条の規定に適合していること。この場合において、当該新規上場申請者が第3条第2項前段に規定する市場への上場を申請していない場合には、前段に掲げる規定の他、相対交渉市場への上場を申請する日において、東京又は大阪証券取引所が定める株券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する上場廃止の規定に該当していないこと。

という。)の上場を申請する場合に限る。)は、原則として当取引所の開設するすべての取引所有価証券市場への上場を併せて申請したものとみなす。ただし、相対交渉市場への上場を申請しない旨の通知を当該新規上場申請者から受領した場合は、この限りでない。

(所属部の指定及び指定替え)

第4条 前条第2項前段に規定する市場に上場していない相対交渉市場の上場株券は、有価証券上場規程第13条の規定により、相対交渉市場第一部銘柄、市場第二部銘柄又はセントレックス銘柄に指定又は指定替えする。

2 前条第2項前段に規定する市場の上場有価証券である相対交渉市場の上場有価証券の所属部は、前条第2項前段に規定する市場における所属部と同一とする。

(上場審査料等の取扱い)

第5条 有価証券上場規程第6条、第12条の4及び第13条の2及び第19条の規定は、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない有価証券の相対交渉市場への上場について準用する。

2 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券の発行者の相対交渉市場への上場に係る上場審査料、上場市場の変更審査料、市場第一部銘柄指定審査料、上場手数料及び年間上場料については、免除する。

(上場審査基準)

第6条 相対交渉市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券

株券上場審査基準第2条及び第4条から第6条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第3条又は新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第3条の規定に適合していること。この場合において、当該新規上場申請者が第3条第2項前段に規定する市場への上場を申請していない場合には、前段に掲げる規定の他、相対交渉市場への上場を申請する日において、東京又は大阪証券取引所が定める株券及び新株予約権付社債券等に関する上場廃止の規定に該当していないこと。

(2) 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券
相対交渉市場への上場を申請する日において、適
用を受ける株券上場廃止基準第2条及び第2条の
2、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条
及び転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証
券上場規程の特例第4条のいずれかの規定に該当し
ていないこと。

(上場廃止基準)

第8条 株券上場廃止基準、優先株に関する有価証券上
場規程の特例第5条及び転換社債型新株予約権付社債
券に関する有価証券上場規程の特例第4条の規定は、
相対交渉市場における上場廃止について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条から第5条まで、第8
条及び第9条、第10条(新株予約権証券に係る部分を
除く。)、第11条から第18条まで(第12条の4及び第1
3条の2を除く。)及び第20条の規定は、当取引所の相
対交渉市場における有価証券の上場、上場有価証券の
発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関
する事項について準用する。

(相対交渉取引の停止)

第19条 (略)

(1) (略)

(2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資
判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められ
る情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明
確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知
させる必要があると認める場合

(3) (略)

(4) (略)

(総取引高等の通知及び公表)

第22条 証券取引法(昭和23年法律第25号)第116条の規
定による当取引所の相対交渉市場における毎日の総取
引高等の通知及び公表は、電子情報媒体等を通じて行
うものとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく

(2) 第3条第2項前段に規定する市場の上場有価証券
相対交渉市場への上場を申請する日において、適
用を受ける株券上場廃止基準第2条及び第2条の
2、優先株に関する有価証券上場規程の特例第5条
及び新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規
程の特例第4条のいずれかの規定に該当していない
こと。

(上場廃止基準)

第8条 株券上場廃止基準、優先株に関する有価証券上
場規程の特例第5条及び新株予約権付社債券等に関す
る有価証券上場規程の特例第4条の規定は、相対交渉
市場における上場廃止について準用する。

2 (略)

(有価証券上場規程等の準用)

第9条 有価証券上場規程第2条から第5条まで、第8
条及び第9条、第10条(新株引受権証書に係る部分を
除く。)、第11条から第18条まで(第12条の4及び第1
3条の2を除く。)及び第20条の規定は、当取引所の相
対交渉市場における有価証券の上場、上場有価証券の
発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関
する事項について準用する。

(相対交渉取引の停止)

第19条 (略)

(1) (略)

(2) 有価証券又はその発行者に関し、投資者の投資判
断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる
情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確
である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知さ
せる必要があると認める場合

(3) (略)

(4) (略)

(総取引高等への通知及び公表)

第22条 証券取引法(昭和23年法律第25号)第122条の規
定による当取引所の相対交渉市場における毎日の総取
引高等の通知及び公表は、電子情報媒体等を通じて行
うものとする。ただし、第14条第1項の規定に基づく

単一銘柄取引（売付け及び買付けの双方が顧客（証券会社及び外国証券会社を除く。）の委託によるものを除く。）の約定代金が当取引所の定める金額以上の場合には、当取引所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。

（委託の際の指示事項）

第25条（略）

2 信用取引口座を有する顧客が相対交渉取引の委託につき、前項第9号の指示を行わなかった場合には、当該相対交渉取引は信用取引によることができない。

3（略）

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第28条（略）

(1)（略）

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(3)（略）

2 前項第1号の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 改正前の第3条第2項に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の同項に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

単一銘柄取引（売付け及び買付けの双方が顧客（証券会社及び外国証券会社を除く。）の委託によるものを除く。）の約定代金が当取引所の定める金額以上の場合には、当取引所の定める日時に当該通知及び公表を行うものとする。

（委託の際の指示事項）

第25条（略）

2 信用取引口座を有する顧客が相対交渉取引の委託につき、前項第8号の指示を行わなかった場合には、当該相対交渉取引は信用取引によることができない。

3（略）

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第28条（略）

(1)（略）

（新設）

(2)（略）

2 前項第1号の規定にかかわらず、株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(業務規程の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社の発行する株券(優先株を除く。以下同じ。)についての監理ポスト及び整理ポストに関する必要な事項は、業務規程第8条に定めるところによるほか、当取引所の別に定めるところによる。</p> <p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1か年以内(cに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a 法律に基づく会社の再生手続又は更生手続</p> <p>b・c (略)</p>	<p>(業務規程の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社の発行する普通株についての監理ポスト及び整理ポストに関する必要な事項は、業務規程第8条に定めるところによるほか、当取引所の別に定めるところによる。</p> <p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合(当該上場会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1か年以内(cに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a 法律に基づく会社の再生手続、<u>更生手続又は整理</u></p> <p>b・c (略)</p>

(株券上場廃止基準の特例)

第5条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律に基づく会社の再生手続又は更生手続

b・c (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合(上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。)において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことによ

(株券上場廃止基準の特例)

第5条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律に基づく会社の再生手続、更生手続又は整理

b・c (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合(上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。)において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が産業再生機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことによ

り、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかを行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律に基づく会社の再生手続又は更生手続

b・c （略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

り、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、産業再生機構による当該上場会社の債務に係る買取決定が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかを行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a 法律に基づく会社の再生手続、更生手続又は整理

b・c （略）

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>上場会社が発行する優先株の上場</u>について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場申請のための有価証券報告書</u></p> <p>(3) <u>当取引所所定の様式による利益計画等に関する概要書</u></p> <p>(4) <u>当取引所所定の様式による当該優先株の分布状況表</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>第4条の3の規定に基づき会社情報の適時開示等を適切に行う旨を確約した書面</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の<u>株券(優先株を除く。以下同じ。)</u>が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の<u>株券</u>が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、優先株の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当取引所所定の様式による優先株上場のための営業概況書</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>当取引所所定の様式による当該優先株の所有者別及び所有数別の分布状況表</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の<u>普通株</u>が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第3項第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の<u>普通株</u>が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。</p>

(3) 上場会社が人的分割である新設分割を行う場合において、当該分割により設立される会社が発行する株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第7号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 上場申請銘柄の発行者が、次のaからcまでに適合していること。

a 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

b 上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

c 株式の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。

（削る）

(2) 上場申請銘柄が次のaからgまでに適合していること。

a 上場株式数（上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式（当該上場申請銘柄に係る株式について、自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を除く。第5条第2項第1号において同じ。）が2,000単位（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。）以上であること。

b 優先株に係る少数特定者持株数（所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。）及び特別利害関係者が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数

(3) 上場会社が人的分割である新設分割を行う場合において、当該分割により設立される会社が発行する普通株について当該分割前に上場申請が行われたとき。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

（上場審査基準）

第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。

(2) 上場後継続して優先配当を行える見込みのあること。

(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a 上場株式数（上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式（当該上場申請銘柄に係る株式について、自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を除く。第5条第2項第1号において同じ。）が2,000単位（1単位は、単元株制度を採用する場合には、1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下同じ。）以上であること。

b 株式の分布状況が良好であること。

を加えた株式数をいう。)が、上場の時までに、
上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

c 優先株に係る株主数(所有する優先株が多い順
に10名の株主及び特別利害関係者並びに上場申請
銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には
当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優
先株を所有する株主の数をいう。)が、上場の時
までに、300人以上になる見込みのあること。

d (略)

e (略)

f 優先株の譲渡につき制限を行っていないこと。
ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡
に関して制限を行う場合であって、かつ、その内
容が当取引所の市場における売買を阻害しないも
のと認められるときは、この限りでない。

g 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適
当でないと認められるものでないこと。

(優先株の所属部)

第4条 優先株(セントレックス上場銘柄を除く。)の
所属部については、当該優先株を発行する上場会社の
株券の所属部と同一とする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第4条の2 上場優先株の発行者は、第2条第1項の規
定により提出した書類のうち、当取引所が必要と認め
る書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意す
るものとする。

(会社情報の開示)

第4条の3 上場有価証券の発行者が上場優先株の発行
者である場合には、当該上場有価証券の発行者が行う
会社情報の適時開示等について、上場有価証券の発行
者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるとこ
ろによるほか、本条に定めるところによらなければな
らない。

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株の発
行者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示
等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき決
算の内容を開示する場合には、当該取得についての方

(新設)

c (略)

d (略)

(新設)

(新設)

(優先株の所属部)

第4条 優先株の所属部については、当該優先株を発行
する上場会社の普通株の所属部と同一とする。

(新設)

(新設)

針について、併せてその内容を開示しなければならない。

3 前項の上場優先株の発行者の業務執行を決定する機関が、直近に公表された取得についての方針の変更を決定した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条第2項及び第3項、第2条の2、第2条の3、第4条、第4条の2並びに第22条の規定は、第2項及び前項の規定に基づく開示について準用する。

(上場廃止基準)

第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 上場優先株の発行者が発行者である株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号及び第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合(同基準第2条第1項第18号に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。

ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 優先株に係る少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場株式数の80%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき。

b 優先株に係る株主数(所有する優先株が多い順

(上場廃止基準)

第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 発行する普通株が株券上場廃止基準第2条各項の各号及び第2条の2各項の各号のいずれかに該当した場合

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。

ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 優先株少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。

b 優先株株主数(所有する優先株が多い順に10名

に10名の株主（明らかに固定的所有でない認められる優先株を所有する者を除く。）及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数をいう。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) (略)

(4) 最近1年間の月平均売買高が3単位未満である場合。

(5) (略)

(6) 優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。

ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

の株主（明らかに固定的所有でない認められる優先株を所有する者を除く。）及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数をいう。）が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。

(3) (略)

(4) 最近1年間の月平均売買高が3単位未満である場合。ただし、当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている銘柄については別に定めるところによる。

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券（新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券（新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第19号（同基準第2条の2第1項第5号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の会社へ事業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される場合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券（新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券（新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。）の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第18号（同基準第2条の2第1項第5号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで（同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される場合</p>

(5)・(6) (略)

(5)・(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この特例において「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」とは、<u>新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他当取引所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の本券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)若しくは第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)又は第4項(上場</p>	<p><u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株予約権付社債券等</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券及び新株予約権証券の一体売買に係る上場申請)</p> <p>第1条の2 同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた<u>社債券及び新株予約権証券</u>については、その発行者は、<u>当該社債券及び新株予約権証券を一体で売買するものとして上場申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する社債券及び新株予約権証券は、この特例の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株予約権付社債券又は前条の規定に基づき新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券(以下「新株予約権付社債券等」という。)</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>新株予約権付社債等</u>の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他当取引所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>新株予約権付社債等</u>の本券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)に該当する場合には、</p>

会社の株式移転に係る部分に限る。)に該当する場合には、その発行者の設立前においても、次条第3項第3号若しくは第6号又は第4項に規定する新設合併、新設分割又は株式移転に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 (略)

(上場審査基準)

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。

a・b (略)

c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、当取引所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の

その発行者の設立前においても、同項第3号又は第6号に規定する新設合併又は新設分割に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。

a・b (略)

c 新株予約権付社債等の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、当取引所が定めるところに従って新株予約権付社債等の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われている新株予約権付社債券(以下「転換社債型新株予約権付社債券」という。)である場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

e 新株予約権の譲渡につき制限を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の

他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第 2 号 b、d 及び e に適合するものであること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。

第 4 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第 2 号に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併による解散により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基

他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 新株予約権付社債等の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第 2 号 b 及び d に適合するものであること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により当取引所において上場廃止されるものであるとき。

第 4 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行したものであり、かつ、当該合併により国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第 2 号に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該合併による解散により当取引所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 1 号又は第 6 条第 3 項第 1 号の適用を受けるとき。

準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a・b (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が当取引所において上場廃止されるものであって、当該非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行

次のa及びbに適合していること。

a・b (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより当取引所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行

する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券と引換えに上場申請銘柄の交付を受けることを希望するすべての者が当該交付を受けられること。

(2) (略)

(上場契約)

第3条の2 当取引所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、当取引所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、当取引所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、

する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社（上場会社である場合に限る。）の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) (略)

(上場契約)

第3条の2 当取引所が新株予約権付社債券等を上場する場合には、当該上場申請に係る新株予約権付社債券等の発行者は、当取引所所定の新株予約権付社債券等上場契約書を提出するものとする。ただし、当取引所の上場新株予約権付社債券等の発行者が他の新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、当取引所が特に上場の継続を必要と認める銘柄（新株予約権付社債券に限る。）については、この限りでない。

(1) 新株予約権付社債券等上場契約について重大な違反を行った場合又は新株予約権付社債券等上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 上場新株予約権付社債券等の発行者が、当該銘柄

当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る社債に係る債務が他の会社に承継される場合
(削る)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

(上場手数料及び年間上場料)

第5条 転換社債型新株予約権付社債券を上場申請する発行者及び上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第3条第1項第2号dに規定する転換社債型新株予約権付社債券は、改正後の第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

について期限の利益を喪失した場合

(4) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る義務が承継される場合
(5) 当該銘柄について新株予約権の譲渡につき制限を行うこととした場合

(6) 当該銘柄(転換社債型新株予約権付社債券であるものに限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(7) (略)

(上場手数料及び年間上場料)

第5条 新株予約権付社債券等を上場申請する発行者及び上場新株予約権付社債券等の発行者は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する当取引所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券及び<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の当日取引に係る売買</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買システムによる売買以外の売買)</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する当取引所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>(1) 株券、<u>新株予約権証券</u>及び<u>新株予約権付社債券</u>等の当日取引に係る売買</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 9 条第 3 項第 5 号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該<u>内国株券</u> (受益証券を除く。) の発行者が<u>事業年度</u>を 1 年とする会社である場合 (<u>会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。</u>) において、<u>各事業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前</u> (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 9 条第 3 項第 5 号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該株券 (受益証券を除く。) の発行者が<u>営業年度</u>を 1 年とする会社である場合 (<u>商法第 293 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。</u>) において、<u>各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前</u> (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p>
<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第 5 条 規程第 9 条第 6 項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>新株券</u> (<u>新株予約権証券を除く。</u>) の発行日取引 a・b (略)</p> <p>(2) <u>新株予約権証券</u>の発行日取引 株主が請求により即日<u>新株予約権証券</u>を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該<u>新株予約権証券</u>発送の日から起算して10日を経過した日の 3 日前の日</p>	<p>(発行日取引の期間)</p> <p>第 5 条 規程第 9 条第 6 項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>新株券</u>の発行日取引 a・b (略)</p> <p>(2) <u>新株引受権証券</u>の発行日取引 株主が請求により即日<u>新株引受権証券</u>を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該<u>新株引受権証券</u>発送の日から起算して10日を経過した日の 3 日前の日</p>
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第 6 条 規程第 10 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値 (以下「同時呼値」という。) の順位は、次の各号</p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第 6 条 規程第 10 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値 (以下「同時呼値」という。) の順位は、次の各号</p>

に定めるところによる。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券

a ~ c (略)

(2) (略)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所
が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量
とする。ただし、当取引所が売買の成立を促進するた
めに必要があると認めて、あらかじめ定めた場合に
は、当該他方の呼値の数量を要しないものとする(第
2号ただし書を除く。)。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債券につ
いて、規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号に
規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位
以上の数量とする。

(2)・(3) (略)

第14条から第16条まで 削除

(削る)

(配当落等の期日)

第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落
とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

次のa又はbに定める日(以下「権利確定日」と
いう。)の翌日

a 内国株券

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける
者又は株主総会において株主として議決権を行使
する者を確定するための基準日。

a 外国株券

記名式の場合は、配当又は新株予約権その他の
権利を受ける者を確定するための基準日又は株主

に定めるところによる。

(1) 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券等

a ~ c (略)

(2) (略)

(約定値段を定める場合の合致数量)

第9条 規程第12条第3項第3号bに規定する当取引所
が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量
とする。ただし、当取引所が売買の成立を促進するた
めに必要があると認めて、あらかじめ定めた場合に
は、当該他方の呼値の数量を要しないものとする(第
2号ただし書を除く。)。

(1) 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券等
について、規程第12条第2項第1号、第2号及び第
4号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最
小単位以上の数量とする。

(2)・(3) (略)

(新株予約権付社債券等の売買単位)

第14条 規程第15条第6号に規定する新株予約権付社債
券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売
買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面1
00万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは
額面50万円とする。

第15条及び第16条 削除

(配当落等の期日)

第17条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落
とする期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

次のa又はbに定める日(以下「権利確定日」と
いう。)の翌日

a 内国株券

配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける
者又は株主総会において株主として議決権を行使
する者を確定するための基準日。

a 外国株券

記名式の場合は、配当又は新株引受権その他の
権利を受ける者を確定するための基準日又は株主

名簿閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、外国株券について当取引所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。

(2) (略)

(取得対価の変更期日等)

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) (略)

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3)~(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

名簿閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、外国株券について当取引所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。

(2) (略)

(転換条件等の変更期日)

第18条 規程第26条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) (略)

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は新株予約権付社債券等の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3)~(4) (略)

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>株券(優先株及び受益証券を除く。以下同じ。)</u>については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(同取扱い1(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。</p> <p>(h)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合</p> <p>(m)の2・(m)の3 (略)</p> <p><u>(m)の4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(15)bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。</u></p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第19号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(b)に規定する合併に関する取締役会決議を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(同取扱い1(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。</p> <p>(h)～(l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議を行った場合</p> <p>(m)の2・(m)の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の</p>

2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号の規定による場合を含む。) にあつては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 6 (1) b に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第 18 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 (15) a に該当する場合及び第 19 号のうち株券の不正発行の場合を除く。) には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 6 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「優先株特例の取扱い」という。)

3 (1) d に定める期間の最終日までに、優先株に係る少数特定者持株数が上場株式数の 80% 以下となったことが確認できない場合又は優先株に係る株主数が優先株に関する有価証券上場規程の特例(以下「優先株特例」という。)第 5 条第 2 項第 2 号 b に定める人数に達したことが確認できない場合

(a) の 2 (略)

(a) の 3 優先株特例第 5 条第 2 項第 6 号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(b) 優先株特例第 5 条第 2 項第 7 号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(c) 当該優先株の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられた場合

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株特例第 5 条第 1 項各号(株券上場廃止基準の取扱い 1 (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 (13) a に規定する株式交換又は株式移転によ

2 第 1 項第 5 号又は第 2 項第 3 号の規定による場合を含む。) にあつては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合、第 12 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 6 (1) b に該当する場合、第 15 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第 18 号のうち株券の不正発行の場合を除く。) には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号又は第 6 条第 3 項第 2 号若しくは第 4 号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「優先株特例の取扱い」という。)

3 (1) d に定める期間の最終日までに、優先株少数特定者持株数が上場株式数の 75% 以下となったことが確認できない場合又は優先株株主数が優先株に関する有価証券上場規程の特例(以下「優先株特例」という。)第 5 条第 2 項第 2 号 b に定める人数に達したことが確認できない場合

(a) の 2 (略)

(新設)

(b) 優先株特例第 5 条第 2 項第 6 号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(c) 当該優先株の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられた場合

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株特例第 5 条第 1 項各号(株券上場廃止基準の取扱い 1 (8) b の(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い 1 (13) a に規定する株式交換又は株式移転によ

る完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a・b (略)

(削る)

る完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第6号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)の2 受益証券については、次のとおりとする。

a・b (略)

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権証券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(c) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(d) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(e) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該株券が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、(k)の2から(m)の2までの規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(g) (略)

b (略)

(5) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号(転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合に限る。)に該当するおそれがあると当取引所が認めたとき。

(c) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債に係る社債について社債権者集会在が招集されることとなった場合

込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、(k)の2から(m)の2までの規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。

(b)～(g) (略)

b (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号(新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。)に該当するおそれがあると当取引所が認めたとき。

(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場新株予約権付社債等に係る社債について社債権者集会在が招集されることとなった場合

(d) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(e) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(f) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

（削る）

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a・b （略）

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(g) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号、第6号若しくは第7号に該当する場合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポストに割り当てる。

（監理ポスト、整理ポストへの割当期間）

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a・b （略）

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a)・(a)の2 (略)

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が優先株特例第5条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する株券の監理ポストへの割当期間と同一とする。

b (略)

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から当取引所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(当取引所が必要と認める場合は、当該日の当取引所がその都度定める時)までとする。

(a) 前条第3号aの(a)の場合
(略)

(b) 前条第3号aの(b)の場合
(略)

(c) 前条第3号aの(c)から(d)までの場合
(略)

b (略)

(削る)

(a)・(a)の2 (略)

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が優先株特例第5条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(c) 前条第2号aの(c)の場合には、上場優先株の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

b (略)

(2)の2 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から当取引所が受益証券特例第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除く。)に該当するかどうかを認定した日(当取引所が必要と認める場合は、当該日の当取引所がその都度定める時)までとする。

(a) 前条第2号の2 aの(a)の場合
(略)

(b) 前条第2号の2 aの(b)の場合
(略)

(c) 前条第2号の2 aの(c)又は(d)の場合
(略)

b (略)

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第3号aの(b)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第3号aの(c)の場合には、当取引所が必

要と認めた日から当取引所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第3号aの(d)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第3号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該新株予約権証券の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(2)のa、b、e、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号aの(a)本文後段の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b)～(g) (略)

b (略)

(5) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)ま

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号aの(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。ただし、同号aの(a)本文後段の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b)～(g) (略)

b (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)ま

で定めるところによる。

- (a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券の監理ポストへの割当期間と同一とする。
- (b) 前条第5号aの(b)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (c) 前条第5号aの(c)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (d) 前条第5号aの(d)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (e) 前条第5号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (f) 前条第5号aの(f)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(削る)

で定めるところによる。

- (a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。
- (b) 前条第5号aの(b)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (c) 前条第5号aの(c)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (d) 前条第5号aの(d)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (e) 前条第5号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。
- (f) 前条第5号aの(f)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

- (g) 前条第5号aの(g)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(3)のa、b、d、f 又は g に定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3(3)のa、b、d、f、g 又は h に定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段が定まるまでに行われた呼値の取扱い)</p> <p>第4条 株券について呼値の制限値幅に関する規則に定める呼値の制限値幅の基準値段が定まるまでに行われた呼値のうち、当該基準値段が定まった時において同規則に定める呼値の制限値幅の上限の値段を超えることとなる買呼値又は下限の値段に満たないこととなる売呼値は、当該呼値が行われた時からそれぞれ上限又は下限の値段により行われていたものとみなす。</p> <p>(転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限)</p> <p>第5条 取引参加者は、<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>について、<u>売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</u></p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、<u>事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)</u>が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の<u>交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)</u>の決定前における当該人的分割銘柄、<u>株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)</u>が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「<u>株式無償割当て銘柄</u>」という。)の権利落後始値の決定前における当該<u>株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、当取引所がその</u></p>	<p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(新株予約権証券等の呼値の制限)</p> <p>第5条 取引参加者は、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>について、<u>売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</u></p> <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、<u>営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。)</u>が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の<u>割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)</u>の決定前における当該人的分割銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、当取引所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p>

都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、当取引所が呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）をもって更新することができる。

(1) (略)

(削る)

(1) (略)

(2) 新株予約権証券

行使対象上場株券の基準値段

値 幅

500円未満のもの

上下5ポイント × $\frac{\text{当該新株予約権証券の行使比率}}{100}$ × $\frac{\text{当該新株予約権証券の付与比率}}{100}$

100	新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
新株予約権の行使により発行する株式の発行価額	
社債の総額	

500円以上1,000円未満のもの

" 10ポイント × " × "

1,000円 " 1,500円 "

" 20ポイント × " × "

1,500円 " 2,000円 "

" 30ポイント × " × "

2,000円 " 3,000円 "

" 40ポイント × " × "

3,000円 " 5,000円 "

" 50ポイント × " × "

5,000円 " 1万円 "

" 100ポイント × " × "

1万円 " 2万円 "

" 200ポイント × " × "

2万円 " 3万円 "

" 300ポイント × " × "

3万円 " 5万円 "

" 400円 × " × "

5万円 " 7万円 "

" 500ポイント × " × "

7万円 " 10万円 "

" 1,000ポイント × " × "

10万円 " 15万円 "	" 2,000 ^円 イト x " x "
15万円 " 20万円 "	" 3,000 ^円 イト x " x "
20万円 " 30万円 "	" 4,000 ^円 イト x " x "
30万円 " 50万円 "	" 5,000 ^円 イト x " x "
50万円 " 100万円 "	" 1万 ^円 イト x " x "
100万円 " 150万円 "	" 2万 ^円 イト x " x "
150万円 " 200万円 "	" 3万 ^円 イト x " x "
200万円 " 300万円 "	" 4万 ^円 イト x " x "
300万円 " 500万円 "	" 5万 ^円 イト x " x "
500万円 " 1,000万円 "	" 10万 ^円 イト x " x "
1,000万円 " 1,500万円 "	" 20万 ^円 イト x " x "
1,500万円 " 2,000万円 "	" 30万 ^円 イト x " x "
2,000万円 " 3,000万円 "	" 40万 ^円 イト x " x "
3,000万円 " 5,000万円 "	" 50万 ^円 イト x " x "
5,000万円以上のもの	" 100万 ^円 イト x " x "

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注1) 「x 当該新株予約権証券の交付比率〔新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 / 社債の総額〕」については、社債券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた新株予約権証券に限って適用する。

(注2) 当取引所が当該値幅を用いることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値幅とする。

(3) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等（転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）

新株予約権付社債券等の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第2項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段

	上下	5円	×	当該新株予約権付社債券等の行使比率	×	当該新株予約権付社債券等の付与比率	値幅
500円未満のもの							
				$\frac{100}{\text{新株予約権の行使により発行する株式の発行価額}}$		$\frac{\text{新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額}}{\text{新株予約権付社債券等の総額}}$	
500円以上1,000円未満のもの	"	10円	×	"	×	"	"
1,000円 " 1,500円 "	"	20円	×	"	×	"	"
1,500円 " 2,000円 "	"	30円	×	"	×	"	"
2,000円 " 3,000円 "	"	40円	×	"	×	"	"
3,000円 " 5,000円 "	"	50円	×	"	×	"	"
5,000円 " 1万円 "	"	100円	×	"	×	"	"
1万円 " 2万円 "	"	200円	×	"	×	"	"
2万円 " 3万円 "	"	300円	×	"	×	"	"
3万円 " 5万円 "	"	400円	×	"	×	"	"
5万円 " 7万円 "	"	500円	×	"	×	"	"
7万円 " 10万円 "	"	1,000円	×	"	×	"	"

<u>10万円</u>	"	<u>15万円</u>	"	"	2,000円	x	"	x	"
<u>15万円</u>	"	<u>20万円</u>	"	"	3,000円	x	"	x	"
<u>20万円</u>	"	<u>30万円</u>	"	"	4,000円	x	"	x	"
<u>30万円</u>	"	<u>50万円</u>	"	"	5,000円	x	"	x	"
<u>50万円</u>	"	<u>100万円</u>	"	"	1万円	x	"	x	"
<u>100万円</u>	"	<u>150万円</u>	"	"	2万円	x	"	x	"
<u>150万円</u>	"	<u>200万円</u>	"	"	3万円	x	"	x	"
<u>200万円</u>	"	<u>300万円</u>	"	"	4万円	x	"	x	"
<u>300万円</u>	"	<u>500万円</u>	"	"	5万円	x	"	x	"
<u>500万円</u>	"	<u>1,000万円</u>	"	"	10万円	x	"	x	"
<u>1,000万円</u>	"	<u>1,500万円</u>	"	"	20万円	x	"	x	"
<u>1,500万円</u>	"	<u>2,000万円</u>	"	"	30万円	x	"	x	"
<u>2,000万円</u>	"	<u>3,000万円</u>	"	"	40万円	x	"	x	"
<u>3,000万円</u>	"	<u>5,000万円</u>	"	"	50万円	x	"	x	"
<u>5,000万円以上のもの</u>				"	100万円	x	"	x	"

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

5 (略)

5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) <u>事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)</u>が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の<u>交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)</u>の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって当取引所がその都度指定する銘柄(以下「<u>株式無償割当て銘柄</u>」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券及び<u>新株予約権証券</u>の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) <u>営業を承継させる人的分割(分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。)</u>が行われる銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の<u>割当に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)</u>の決定前における当該人的分割銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株券及び<u>新株引受権証券</u>の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>新株予約権証券の制限値幅</u>)</p> <p>第2条の2 <u>新株予約権証券の呼値の制限値幅は、当該新株予約権証券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額。以下同じ。)</u>及び<u>交付比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額)を乗じて算出した値幅(単独発行された新株予約権証券にあっては、行使比率を乗じて算出した値幅をいう。呼値の単</u></p>

(転換社債型新株予約権付社債券等の制限値幅)

第 3 条 (略)

(削る)

(基準値段)

第 4 条 前 3 条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 内国株券

前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) の当該銘柄の最終値段 (呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。) とする。ただし、業務規程第 25 条第 1 項の規定により定める株券の配当落等の期日又は同第 26 条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(削る)

2 (略)

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号 b の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日並びに人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

位に満たない端数は切り上げる。) とする。ただし、当取引所が当該値幅を用いることが適当でないとき、当取引所がその都度定める値幅とする。

(転換社債型新株予約権付社債券等の制限値幅)

第 3 条 (略)

2 新株予約権付社債券等 (転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。) の呼値の制限値幅は、当該新株予約権付社債券等の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率及び付与比率 (新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 / 新株予約権付社債券等の総額) を乗じて算出した値幅 (呼値の単位に満たない端数は切り上げる。) とする。ただし、算出した値幅が 5 円に満たない場合には、5 円とする。

(基準値段)

第 4 条 前 3 条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) 内国株券

前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) の当該銘柄の最終値段 (呼値に関する規則第 12 条及び第 13 条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。) とする。ただし、業務規程第 25 条第 1 項の規定により定める株券の配当落等の期日又は転換条件の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

(3) 新株予約権証券

前号本文の規定を適用する。

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等

第 1 号本文の規定を適用する。

2 (略)

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号 b の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値決定日及び人的分割銘柄の権利落後始値の決定日における呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 人的分割銘柄及び株式無償割当て銘柄については、権利落後始値とする。

4 第1項第3号から第5号までの規定にかかわらず、転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

（制限値幅の変更措置）

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、当取引所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

別表 基準値段算出に関する表

1 内国株券（第4条第1項第1号関係）

(1) 配当落

a 金銭の配当の場合

基準値段 = 配当付最終値 - 配当金額

b 前a以外の場合

当取引所がその都度定める。

(2) 権利落（新株落）

a 株式分割の場合

(a) (略)

(b) 新株落が配当落と異なる場合

基準値段 = 権利付最終値 × 分割比率

(1) (略)

(2) 人的分割銘柄については、権利落後始値とする。

4 第1項第3号から第5号までの規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券等で新たに上場された銘柄（当取引所がその都度指定する銘柄を除く。）のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、当取引所がその都度定める。

（制限値幅の変更措置）

第5条 第2条、第2条の2及び第3条の規定にかかわらず、当取引所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

別表 基準値段算出に関する表

1 内国株券（第4条第1項第1号関係）

(1) 配当落

基準値段 = 配当付最終値 - 配当金額

(2) 権利落（新株落）

a 株式分割の場合

(a) (略)

(b) 新株落が配当落と異なる場合

イ 分配後の配当金額が分割前の配当金額に分割比率を乗じた金額となる場合

基準値段 = 権利付最終値 × 分割比率

ロ 分割後の配当金額が分配前と同額となる場合

基準値段 = (権利付最終値 - 経過配当金) × 分割比率 + 経過配当金

b 株式無償割当て（当該株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）の場合

(a) 新株落が配当落と同時の場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} - \text{配当金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値}}{1 + \text{新株割当率}}$$

c 有償増資（併行増資を含む。）場合

(a) (略)

(b) 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{権利付最終値} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

d (略)

(3) 権利落（新株予約権無償割当て（割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。））

前(2)cの規定を準用する。この場合において、同c中「新株落」とあるのは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(4) 取得対価の変更

当取引所がその都度定める。

2 外国株券（第4条第1項第2号a関係）

(1) 第2号aの(a)イに掲げる場合

a 配当落

(a) 金銭の配当の場合

$$\text{基準値段} = \text{外国の相場} + \text{配当金額}$$

(b) 前a以外の場合

当取引所がその都度定める。

b 権利落（新株落）

(a) 株式分割の場合

(新設)

b 有償増資（併行増資を含む。）場合

(a) (略)

(b) 新株落が配当落と異なる場合

基準値段 =

$$\frac{\text{権利付最終値} - \text{経過配当金} + \text{新株払込金額}}{1 + \text{新株割当率}}$$

+ 経過配当金

c (略)

(新設)

(3) 転換条件の変更

当取引所がその都度定める。

2 外国株券（第4条第1項第2号a関係）

(1) 第2号aの(a)イに掲げる場合

a 配当落

$$\text{基準値段} = \text{外国の相場} + \text{配当金額}$$

b 権利落（新株落）

(a) 株式分割の場合

イ (略)

□ 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}}$$

(b) 有償増資 (併行増資を含む。) の場合

イ (略)

□ 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{外国の相場}}{\text{新株割当率}} \times (1 + \text{新株割当率}) - \text{新株払込金額}$$

(c) (略)

(2) (略)

3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(削る)

(注3) (略)

(注4) 新株予約権の行使に際して払い込む金額は、新株予約権の行使により交付される株式1株あたりの払込金額とする。

(注5) (略)

イ (略)

□ 新株落が配当落と異なる場合

(1) 分割後の配当金額が分割前の配当金額に分割比率を乗じた金額となる場合

$$\text{基準値段} = \frac{\text{外国の相場}}{\text{分割比率}}$$

(2) 分割後の配当金額が分割前と同額となる場合

$$\text{基準値段} = \frac{(\text{外国の相場} - \text{経過配当金})}{\text{分割比率}} + \text{経過配当金}$$

(b) 有償増資 (併行増資を含む。) の場合

イ (略)

□ 新株落が配当落と異なる場合

$$\text{基準値段} = \frac{(\text{外国の相場} - \text{経過配当金})}{(1 + \text{新株割当率})} + \text{経過配当金} - \text{新株払込金額}$$

(c) (略)

(2) (略)

3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 経過配当金は、「配当金額(年換算)×経過日数/年間日数」の算式によって算出された金額とする。この場合において、経過日数とは、事業年度の期首の日又は商法第293条の5第1項の規定により定める一定の日の翌日から、権利付最終売買(普通取引)の決済日までの日数をいう。

(注4) (略)

(新設)

(注5) (略)

外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株及び新株予約権証券の売買単位)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、新株及び新株予約権証券の売買単位は、旧株の売買単位と同一にする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>2 この改正規定の施行日前に上場した新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の第6条の規定を適用する。</p>	<p>(新株及び新株引受権証券の売買単位)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、新株及び新株引受権証券の売買単位は、旧株の売買単位と同一にする。</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し(委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信託金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有する</p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。))にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信託金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認められた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であつて一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有</p>

もの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8)（略）

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のもの）であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) 当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8)（略）

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。以下同じ。）を行っているものをいう。））及び交換社債券以外のもの）であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2)（略）

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（転換社債型新株予約権付社債券の取扱い）

第8条 取引参加者が第5条第1項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券を預託する場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。

（代用有価証券からの除外）

第10条 国内の証券取引所に上場されている株券（優先

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2)（略）

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち当取引所又は国内の他の証券取引所において上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

（転換社債型新株予約権付社債券の取扱い）

第8条 取引参加者が第5条第1項第6号に規定する新株予約権付社債券のうち転換社債型新株予約権付社債券を預託する場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。

（代用有価証券からの除外）

第10条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場され

出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

- (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合
- (2) 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合
- (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 (略)

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1)~(4) (略)
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (6)~(8) (略)
- (9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国証券会社にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)。
- (10)~(25) (略)
- (26) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。
- (27) (略)

(取引資格の喪失申請)

ている株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

2 (略)

(報告事項)

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1)~(4) (略)
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (6)~(8) (略)
- (9) 資本の額の変更に関して取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国証券会社にあつては、資本の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)。
- (10)~(25) (略)
- (26) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更したとき。
- (27) (略)

(取引資格の喪失申請)

第16条 (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し
(委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

(2)～(6) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日前に募集の決議があつた改正前の第5条第1項第9号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の第5条第1項第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

第16条 (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し
(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。)

(2)～(6) (略)

取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次の各号に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 資本金の額が1億円以上であること。</p> <p>b 純財産額が<u>資本金</u>の額以上であること。</p> <p>c (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>当該取引資格を取得すべき期日までに、次の各号に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a <u>資本</u>の額が1億円以上であること。</p> <p>b 純財産額が<u>資本</u>の額以上であること。</p> <p>c (略)</p> <p>(3) (略)</p>

取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。			別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。		
上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率	上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率
株券及び新株予約権証券	売買代金	売買立会による売買（過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12	株券及び新株予約権証券	売買代金	売買立会による売買（過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12
		ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05			ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05
		立会外分売及び立会外買付による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06			立会外分売及び立会外買付による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06
		終値取引による売買のうち自己株式の取得（ <u>会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ）に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の</u> 万分の0.06			終値取引による売買のうち自己株式の取得（ <u>商法第210条若しくは同法第211条の3の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ）に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の</u> 万分の0.06
（削る）			新株予約権証券	売買代金	市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06
転換社債型新株予約権付社債券		（略）	転換社債型新株予約権付社債券		（略）
（削る）			転換社債型新株予約権付社債券を除く新株予約権付社債券等	売買代金	市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06
国債証券		（略）	国債証券		（略）
外国債券	（略）	（略）	外国債券	（略）	（略）
転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき 1厘9毛	新株予約権付社債券等、国債証券及び外国債券を除く債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき 1厘9毛
日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券		（略）	日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券		（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）又は親会社（他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいう</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 取引参加者の子会社・親会社とは、取引参加者の子会社（取引参加者が他の会社の総株主の議決権（<u>商法第211条の2第4項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。</u>以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）又は親会社（他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 <u>新株予約権付社債券等とは、新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。この場合において、当該社債券及び新株予約権証券は、新株予約権証券を付した社債券とみなす。</u></p> <p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいう</p>

ものとする。

(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券（内国法人の発行する株券に限る。）のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会（半休日においては、午前立会。以下同じ。）終了時まで当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。

(2)（略）

2～4（略）

（安定操作取引に関する行為）

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作取引をい

ものとする。

(1) 東証株価指数（東京証券取引所における上場株券のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。）が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで（午後立会（半休日においては、午前立会。以下同じ。）終了時まで当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで）の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは証券業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うこと。

(2)（略）

2～4（略）

（安定操作取引に関する行為）

第7条 第3条第4号に規定する安定操作取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

(1) 募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）又は上場株価指数連動型投資信託受益証券について、安定操作取引（施行令第20条第1項に規定する安定操作

う。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに關して行う次に掲げる行為

a 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け(安定操作取引に係る有価証券が上場株券の場合は、上場株券の買付けに限り、安定操作取引に係る有価証券が上場株価指数連動型投資信託受益証券の場合は、当該上場株価指数連動型投資信託受益証券の買付けに限る。)の受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為

b～d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が株価指数連動型投資信託受益証券である場合にあっては、当該株価指数連動型投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

取引をいう。以下同じ。)をすることができる期間(施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間をいう。以下「安定操作期間」という。)内において執行する条件の買付けに關して行う次に掲げる行為

a 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け(安定操作に係る有価証券が上場株券の場合は、上場株券の買付けに限り、安定操作に係る有価証券が上場株価指数連動型投資信託受益証券の場合は、当該上場株価指数連動型投資信託受益証券の買付けに限る。)の受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為

b～d (略)

(2) 安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで行う次に掲げる行為

a 当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券等(安定操作取引に係る有価証券が株価指数連動型投資信託受益証券である場合にあっては、当該株価指数連動型投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託

b (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p><u>(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) <u>転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)</u>については、<u>売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>第4条 削除</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券(<u>新株引受権証券を含む。以下この号において同じ。</u>)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。</u></p> <p>(4) <u>新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)</u>については、<u>新株予約権付社債券にあつては売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の新株予約権付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。</u></p> <p><u>(吸収合併等の場合の決済物件)</u></p> <p>第4条 規程第10条に規定する当取引所が定める期間は、<u>合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>から<u>当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する当取引所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)</u>とする。</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p>

第6条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券（国債証券を除く。以下この項において同じ。）の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株予約権証券については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 優先株（業務規程第9条第3項第2号に規定する優先株をいう。）の発行者の定める転換条件の取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日

(3) (略)

(4) 内国法人の発行する株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法（平成17年法律第86号）第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

第6条 (略)

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券（国債証券を除く。以下この項において同じ。）の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株引受権証書については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 優先株（業務規程第9条第3項第2号に規定する優先株をいう。）の発行者の定める転換条件の変更（転換請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日

(3) (略)

(4) 内国法人の発行する株券の発行者が営業年度を1年とする法人である場合（商法（明治32年法律第48号）第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。）において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

3・4 (略)

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 国内の証券取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(6) 国内の証券取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券又は当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80</p> <p>(7) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) <u>当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(受益証券を除き、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)を含む。)</u> 100分の70</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)</u>又は<u>当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の85</p> <p>(6) <u>当取引所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は当取引所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の80</p> <p>(7) <u>当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100分の80</p> <p>(8) (略)</p>

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券	100分の85
その他のもの	100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) （略）

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則第6条第1号g

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法（明治32年法律第48号）第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行っているものをいう。））及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(10) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）

公社債投資信託の受益証券	100分の85
その他のもの	100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

当取引所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) （略）

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格（呼値に関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号まで及び外国債券に関する業務規程の特例の施行

から j まで（同条第 2 号 b 及び第 3 号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第 1 項第 2 号から第 9 号まで（第 7 号を除く。）に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

（代用有価証券からの除外）

第 6 条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に募集の決議があった改正前の第 4 条第 1 項第 9 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券については、改正後の第 4 条第 1 項第 5 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

規則第 6 条第 1 号 g から j まで（同条第 2 号 b 及び第 3 号の規定により準用する場合を含む。）の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

3 第 1 項第 2 号から第 9 号まで（第 7 号を除く。）に掲げる有価証券については、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

（代用有価証券からの除外）

第 6 条 当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。

（新規）

（新規）

（新規）

2 （略）

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないとする場合を除く。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株券が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合には、当取引所は当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。</u></p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合(前項第2号に適合しない場合を除く。)には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株であるとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場株式数が1万単位(1単位は、<u>単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)</u>を定める場合には当該単元株式数をいい、<u>単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)</u>以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。)を行った場合であって、当該自</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場株式数が1万単位(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。)</u>をいい、<u>単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下同じ。)</u>以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。)を行った場合であっ</p>

己株式取得決議に係る自己株式の数（当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。）を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。）。

(3) (略)

(4) その発行者の直前事業年度の末日における純資産の額が、10億円以上の銘柄であるとき。

(5) ~ (10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と読み替えるものとする。

3 ~ 5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券（同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に

て、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数（当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。）を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。）。

(3) (略)

(4) その発行者の直前事業年度の末日における株主資本（純資産）の額が、10億円以上の銘柄であるとき。

(5) ~ (10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)hの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期」と読み替えるものとする。

3 ~ 5 (略)

(新設)

選定するものとする。

7 (略)

(選定の時期)

第4条 第2条の規定による制度信用銘柄の選定は、原則として、新たに株券が上場される場合にその都度行い、前条の規定による貸借銘柄の選定は、原則として、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期を行う。

(1) (略)

(2) 第3条第5項及び第6項の規定による銘柄

当該銘柄が上場された日

(3) 第3条第7項の規定による銘柄

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(4) (略)

3 第1項の貸借銘柄の選定(事業年度の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(事業年度の末日が休業日にあたるときは事業年度の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第1号及び第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄が第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わな

6 (略)

(選定の時期)

第4条 第2条の規定による制度信用銘柄の選定は、原則として、新たに株券が上場される場合にその都度行い、前条の規定による貸借銘柄の選定は、原則として、毎月1回、各銘柄の決算期を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期を行う。

(1) (略)

(2) 第3条第5項の規定による銘柄

当該銘柄が上場された日

(3) 第3条第6項の規定による銘柄

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(4) (略)

3 第1項の貸借銘柄の選定(決算期の末日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。))の日(決算期の末日が休業日にあたるときは決算期の末日の4日前の日)以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。)並びに第2項第1号及び第4号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄が第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

い。

2 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成3年11月29日制定付則

1～6 (略)

7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g及び第7条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)jの規定は、平成3年4月1日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

8・9 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第6項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成3年11月29日制定付則

1～6 (略)

7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g及びh並びに第7条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)jの規定は、平成3年4月1日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

8・9 (略)

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第9条の規定に基づき、当取引所の上場有価証券の制度信用取引に係る<u>配当請求権、株式分割による株式を受ける権利</u>その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p> <p>(配当落調整額)</p> <p>第2条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき<u>剰余金の配当(配当財産が金銭であるもの限り、受益証券の収益分配を含む。)</u>その他の金銭の交付(以下「配当等」という。)が行われた場合は、当該銘柄の発行者の株主(受益者を含む。以下同じ。)に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額(税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。)相当分を控除した額(以下「配当落調整額」という。)の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客(以下「信用買顧客」という。)に支払い、制度信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客(以下「信用売顧客」という。)から徴収する。</p> <p>2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行者が配当等の交付を開始した日(以下「配当交付日」という。)以後遅滞なく行うものとする。</p> <p>(株式分割等による株式を受ける権利等)</p> <p>第4条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき、<u>株式分割等による株式を受ける権利(株式分割(受益権の分割を含む。以下同じ。))による株式(受益権を含む。以下同じ。)</u>を受ける権利、<u>株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利</u>をいう。以下同じ。)、<u>新株予約権(株主に割り当てられたもの限り、株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。)</u>又は<u>新株予約権の割当てを受ける権利</u>が付与された場合は、別表「<u>権利処理価額算出</u>」に関</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第9条の規定に基づき、当取引所の上場有価証券の制度信用取引に係る<u>配当請求権、新株引受権</u>その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p> <p>(配当落調整額)</p> <p>第2条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき<u>配当(中間配当(商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配をいう。))を含む。以下同じ。)</u>が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額(税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。)相当分を控除した額(以下「配当落調整額」という。)の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客(以下「信用買顧客」という。)に支払い、制度信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客(以下「信用売顧客」という。)から徴収する。</p> <p>2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行者が配当金の交付を開始した日(以下「配当交付日」という。)以後遅滞なく行うものとする。</p> <p>(新株引受権等)</p> <p>第4条 取引参加者は、制度信用取引を行っている銘柄につき、<u>新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利(新株券を追加して発行する株式分割による株式を受ける権利、会社分割による株式を受ける権利及び制度信用取引を行っている銘柄の発行者が他の銘柄の発行者に吸収合併されるとき(吸収合併される発行者の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなる)に限り。)</u>において、<u>吸収合併される発行者の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利</u>(以下</p>

する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の価額（以下「権利処理価額」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

2 （略）

3 前2項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）が付与された場合で、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式（自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。以下同じ。）が割り当てられたときは、買付有価証券及び売付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、買付価格及び売付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した額に調整することにより処理するものとする。この場合において、調整後の買付価格又は売付価格に円位未満の端数が生じたときは、新株式の買付価格又は売付価格は、当該端数を切り捨てた価格とし、当該株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。

4 前3項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格又は売付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となるときは、これが1株（受益証券の場合には1口）当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

5 第1項の規定にかかわらず、付与された権利の内容

「発行者の吸収合併により株式を受ける権利」（以下同じ。）又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権（以下「新株予約権の引受権」という。）が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の価額（以下「引受権価額」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

2 （略）

3 前2項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利が付与された場合で、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、買付有価証券及び売付有価証券の数量は、当該数量を当該株式分割に係る分割比率で除した数量に調整し、買付価格及び売付価格は、当該価格に当該株式分割に係る分割比率を乗じた額に調整することにより処理するものとする。この場合において、調整後の買付価格又は売付価格に円位未満の端数が生じたときは、新株式の買付価格又は売付価格は、当該端数を切り捨てた価格とし、当該株式分割の対象となった株式の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。

4 前3項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から引受権価額を差し引いた額及び買付価格又は売付価格に分割比率を乗じた額が1円未満となるときは、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

（新設）

につき、当該権利の行使条件、譲渡性、換金可能性その他の事情を勘案して、権利の処理を行うことが適当でないとき当取引所が認める場合は、権利の処理を行わないものとする。

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合（前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。）において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位（当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位（1単位は、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。）とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券（新株式に係る株券をいう。以下同じ。）を引き渡すことにより処理することができるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権（譲渡制限新株予約権を除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株引受権証書（以下「証書」という。）を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合（前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。）において、割り当てられた新株式（商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。）のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位（当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位（1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。）をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。）とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株券（商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を

3 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の割当てを受ける権利（譲渡制限新株予約権に係るものを除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株予約権を移転することにより処理することができるものとする。

4 前3項の規定により取引参加者が新株券を引き渡し又は新株予約権を移転することとなった場合は、取引参加者は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となる銘柄については、これが1株（受益証券の場合には1口）当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払うものとする。

（新株券等の授受の日）

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

（振替決済による新株予約権の授受）

第8条 第5条第2項の規定による新株予約権の授受は、当該新株予約権に係る証券が当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所のうち1か所以上に上場されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。

（権利処理等の特例）

第10条 当取引所は、この規則に定めのない制度信用取引に係る権利の割当て又は剰余金の配当等があった場合及びこの規則に基づく権利の処理又は剰余金の配当

む。以下同じ。）を引き渡すことにより処理することができるものとする。

3 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の引受権（譲渡につき制限を行っている新株予約権に係るものを除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株予約権証券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

4 前3項の規定により取引参加者が新株券、証書又は新株予約権証券を引き渡すこととなった場合は、取引参加者は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

（新設）

（新株券等の授受の日）

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券、証書又は新株予約権証券の授受は、当該銘柄の発行者が新株券、証書又は新株予約権証券の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

（振替決済による証書の授受）

第8条 第5条第1項の規定による証書の授受は、当該証書が当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所のうち1か所以上に上場されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。

（権利処理の特例）

第10条 当取引所は、この規則に定めのない制度信用取引に係る権利の割当てがあった場合及びこの規則に基づく権利の処理が特に適当でないと認める場合は、当

等の調整が特に適当でないとする場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

ただし、改正後の第4条第3項の規定は、平成18年5月31日以後の日を基準日とする株式分割又は株式無償割当てから適用する。

別表 権利処理価額算出に関する表

1. 貸借取引の権利処理のために中部証券金融株式会社（以下「中証金」という。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

2. 貸借取引の権利処理のために中証金^がその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

3. 貸借取引の権利処理のために中証金^がその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

- (1) 株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

$$\begin{aligned} & \text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \\ & \left(\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} \right. \\ & \left. + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率} \right) \\ & \div (1 + \text{新株式割当率}) \end{aligned}$$

- (2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式

該権利処理についてその都度これを定める。

別表 引受権価額算出に関する表

1. 貸借取引の権利処理のために中部証券金融株式会社（以下「中証金」という。）がその銘柄について新株引受権、株式分割による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権（以下「新株引受権等」という。）の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

2. 貸借取引の権利処理のために中証金^がその銘柄について新株引受権等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等買入総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

3. 貸借取引の権利処理のために中証金^がその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

- (1) 新株引受権、新株券を追加して発行する株式分割による株式を受ける権利、発行者の吸収合併による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権

$$\begin{aligned} & \text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \\ & \{ (\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} \\ & - \text{経過配当金} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}) \\ & \div (1 + \text{新株式割当率}) + \text{経過配当金} \} \end{aligned}$$

（新設）

が割り当てられる場合)、新株予約権(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合)又は新株予約権の割当てを受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合)

a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券(以下「割当株券」という。)が国内の証券取引所に上場されている場合

$(\text{旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段} - \text{新株式払込額}) \times \text{新株式割当率}$

b 前a以外の場合

$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} - \text{旧株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金}$

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

$\text{分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)}の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 \times \text{新株式割当率}$

b (略)

(注) 1. 落札割当新株式等の数には、中証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、中証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. 新株予約権の割当てを受ける権利の価額を算出する場合には、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。

(2) 会社の分割による株式を受ける権利

a 権利落の期日において承継会社株券(分割により営業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。)が国内の証券取引所に上場されている場合

$(\text{分割会社株券(分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。)}の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段 - \text{承継会社株券に係る経過配当金}) \times \text{新株式割当率}$

b (略)

(注) 1. 落札新株引受権等の数には、中証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、中証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. 新株予約権の引受権価額を算出する場合には、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。

(削る)

3. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに旧株券又は分割会社株券の権利付売買最終日の割当株券等又は承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

(削る)

(削る)

4. 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を権利処理価額とする。

5. 3.(2)b及び(3)b中、「午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、旧株券又は分割会社株券に権利落の期日の午前立会にお

3. 発行者の吸収合併により株式を受ける権利の引受権価額を算出する場合においては、「経過配当金」は、「合併に際して吸収合併される発行者の株主に支払われる金額(商法第409条第4号に規定する金額をいう。)の1株当たりの額」と読み替える。

4. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに分割会社株券の権利付売買最終日の承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

5. 経過配当金は、次の算式により算出した金額とする。ただし、配当起算日が商法第293条の5第1項の規定により当該銘柄の発行会社が定めた一定の日の翌日となる場合においては、次の算式中「期首の日」は「会社が定めた一定の日の翌日」と、会社の分割の場合においては、「権利付最終決済日」は「分割会社株券の権利付最終決済日」と読み替える。

(直前事業年度に係る配当金額 - 配当所得源泉徴収税額) × 経過日数(期首の日から権利付最終決済日までの日数) ÷ 365

6. 経過配当金の計算において、当該銘柄の発行会社の直前事業年度が1年未満の場合には、直前事業年度に係る配当金額及び配当所得源泉徴収税額は、これを年換算する。

7. 算出した経過配当金又は引受権価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、引受権価額に当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した引受権価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を引受権価額とする。

8. 3.(2)b中、「午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、分割会社株券に権利落の期日の午前立会において約定値段がない場

いて約定値段がない場合には「午後立会の1株当たりの平均売買代金」と、権利落の期日において約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。ただし、権利落の期日において約定値段及び最終気配値段がない場合には「旧株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」及び「分割会社株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、それぞれ「当取引所がその都度定める値段」とする。

6.3.(2)b及び(3)bにより算出された価額が0円未満となる場合は、権利処理価額は0円とする。

7. (略)

合には「午後立会の1株当たりの平均売買代金」と、権利落の期日において約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。ただし、権利落の期日において約定値段及び最終気配値段がない場合には「分割会社株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、「当取引所がその都度定める値段」とする。

9.3.(2)bにより算出された価額が0円未満となる場合は、引受権価額は0円とする。

10. (略)

新株引受権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>新株予約権証券確約書</u></p> <p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地</p> <p style="text-align: right;">会社名 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の<u>新株予約権証券</u>の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1．本会社は、貴取引所が上場<u>新株予約権証券</u>の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出いたします。</p> <p>2．本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場<u>新株予約権証券</u>の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。</p> <p>3．本会社は、<u>新株予約権証券</u>を<u>新株予約権者</u>の請求により発行する<u>場合</u>において、<u>新株予約権者</u>の請求があったときは、<u>速やかに新株予約権証券</u>を発行いたします。</p> <p>4．本会社は、上場<u>新株予約権証券</u>の取扱場所を、貴取引所の認める場所に設置いたします。</p> <p>5．本会社は、上場<u>新株予約権証券</u>について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><u>新株引受権証券確約書</u></p> <p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地</p> <p style="text-align: right;">会社名 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の<u>新株式に係る新株引受権証券</u>の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1．本会社は、貴取引所が上場<u>新株引受権証券</u>の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出いたします。</p> <p>2．本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場<u>新株引受権証券</u>の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。</p> <p>3．本会社は、<u>新株引受権証券</u>を<u>株主</u>の請求により発行するときは、<u>申込期日の3日前までの間</u>において、<u>株主</u>の請求があったときは、<u>即日(遅くとも、翌日午前中)</u> <u>新株引受権証券</u>を発行いたします。</p> <p>4．本会社は、上場<u>新株引受権証券</u>の取扱場所を、貴取引所の認める場所に設置いたします。</p> <p>5．本会社は、上場<u>新株引受権証券</u>について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。</p>

6．本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう新株予約権の行使が行われた場合に株券を遅滞なく発行します。

7．（略）

8．本会社は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新株予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証券については、なお従前の例による。

6．本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を払込期日以後遅滞なく発行します。

7．（略）

8．本会社は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新株引受権証書の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。

外国新株引受権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>外国新株予約権証券確約書</u></p> <p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 会社名 代表者の役職氏名(署名) (コード番号)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る<u>新株予約権証券</u>の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1．本会社は、貴取引所が上場<u>新株予約権証券</u>の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。</p> <p>2．本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場<u>新株予約権証券</u>の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。</p> <p>3．本会社は、上場<u>新株予約権証券</u>について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。</p> <p>4．(略)</p> <p>5．上場<u>新株予約権証券</u>に関する本会社と貴取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所といたします。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>外国新株引受権証券確約書</u></p> <p style="text-align: center;">確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 会社名 代表者の役職氏名(署名) (コード番号)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る<u>新株引受権証券</u>の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1．本会社は、貴取引所が上場<u>新株引受権証券</u>の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。</p> <p>2．本会社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場<u>新株引受権証券</u>の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。</p> <p>3．本会社は、上場<u>新株引受権証券</u>について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。</p> <p>4．(略)</p> <p>5．上場<u>新株引受権証券</u>に関する本会社と貴取引所との間の一切の訴訟については、名古屋地方裁判所のみをその管轄裁判所といたします。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。</p> <p>(3) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>a・b</p> <p>c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は<u>交付</u>した自己株式の数</p> <p>d（略）</p> <p>(4) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換（<u>株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。</u>）が行われる株式の発行を行っている場合、<u>新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として、当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。</u></p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（<u>委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。</p> <p>(3) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がセントレックスへの上場を申請する場合は、この限りでない。</p> <p>a・b</p> <p>c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は<u>移転</u>した自己株式の数</p> <p>d（略）</p> <p>(4) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換が行われる株式、<u>新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として、当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。</u></p>

(5)～(7) (略)

2 第3条(新規上場申請手続)第2項関係

(1) (略)

(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者(外国会社を除く。)がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a (略)

b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)又は同項第3号に規定する「第7号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日に

(5)～(7) (略)

2 第3条(新規上場申請手続)第2項関係

(1) (略)

(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者(外国会社を除く。)がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a (略)

b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)又は同項第3号に規定する「第7号様式」(「第二部」及び「第四部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日に

において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第3号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。(4) f 及び g の(a)並びに9 aにおいて同じ。)

において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第3号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載されているものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。(4) f 及び g の(a)並びに9 aにおいて同じ。)

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。(4) f 及び g の(a)において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

d 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして当取引所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。(4) f 及び g の(a)において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、商法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、商法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。）

d 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして当取引所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）として設立されている場合には、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」のうち当該合併又は設立以前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社

該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の当取引所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

(注) c及びdの規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

e～g（略）

(3)（略）

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の中間会計期間に係る「上場申請のための半期報告書」

2部

この場合において、当該「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて中間監査報告書及び中間監査概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社に限る。）の当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとする。

b～cの2（略）

である会社を除く。）又は当該設立時のすべての子会社（当該設立の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社を除く。）についても記載するものとする。

（新設）

e～g（略）

(3)（略）

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の中間会計期間に係る「上場申請のための半期報告書」

2部

この場合において、当該「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて中間監査報告書及び中間監査概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合は、当該設立時の子会社（継続開示会社に限る。）の当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとする。

b～cの2（略）

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

dの2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

eの2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が

d 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合で、かつ、持株会社設立時の子会社が複数あるときは、最近2年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

dの2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する営業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

（新設）

新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類

各2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

eの3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社(当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等

各2部

f (略)

g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)までに定める書類(当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

2部

(a) 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

(b) 会社の分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の分割を除く。9 aにおいて同じ。)

イ 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類(分割等の直前事業年度に係るものに限る。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の

(新設)

f (略)

g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)までに定める書類

2部

(a) 合併

合併当事会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

(b) 会社の分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の分割を除く。9 aにおいて同じ。)

イ 分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類(分割等の直前事業年度に係るものに限る。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の

作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

□ 分割により承継される事業の概況及び分割の理由等を記載した当取引所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) (略)

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。9 aにおいて同じ。）

イ (略)

□ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した当取引所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) d から g までの規定については、当取引所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

h・i (略)

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第2号又は第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（保管振替機関が当該実質株主の通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ n (略)

n の 2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(削る)

作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

□ 分割により承継される営業の概況及び分割の理由等を記載した当取引所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) (略)

(d) 営業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の営業の譲受け又は譲渡を除く。9 aにおいて同じ。）

イ (略)

□ 譲受け又は譲渡に係る営業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した当取引所所定の「上場申請のための営業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(新設)

h・i (略)

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、商法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ n (略)

n の 2 上場申請に係る有価証券が国内の証券取引所に上場されている内国株券以外の内国株券である場合において、次の(a)又は(b)に該当するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(a) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第

(削る)

nの3 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法803条第1項に規定する書面の写し

nの4 (略)

nの5 新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

nの6 (略)

o セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)・(b) (略)

(c) 最近2事業年度に合併を行っている場合には、当該事業年度における被合併会社の財務諸表等(当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

(d) (略)

(5) 前(4)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～dの2 (略)

e 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。)で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

f～h (略)

hの2 上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う

5項を適用しようとする場合であって、同基準第3条第1項第2号bただし書の規定の適用を受けようとするとき。

(b) 上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないとき。

nの3 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る商法第374条の2第1項各号又は商法第374条の18第1項各号に規定する書類の写し

nの4 (略)

nの5 新規上場申請者が委員会等設置会社である場合には、商法特例法第21条の7第3項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

nの6 (略)

o セントレックスへの新規上場申請者は、次の書類

(a)・(b) (略)

(c) 最近2事業年度に合併を行っている場合には、当該事業年度における被合併会社の財務諸表等

(d) (略)

(5) 前(4)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a～dの2 (略)

e 新規上場申請者が外国持株会社として設立された後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上経過していない場合で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

f～h (略)

hの2 上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う

場合は、当該分割に関する計画について記載した書類

i (略)

j 上場申請に係る株券が国内の証券取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(6) (略)

3 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g及びhに規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類(当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(3)~(5) (略)

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g、h及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会

場合は、当該分割に関する計画について記載した書類

i (略)

j 上場申請に係る株券が第3条第3項第2号bに定める外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

(6) (略)

3 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) (略)

(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g及びhに規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度(当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度)における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類(当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(3)~(5) (略)

(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c並びに2(5)g、h及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会

社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議（委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 （略）

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項及び第3項に規定する場合をいうものとする。

(3) （略）

5 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) （略）

(2) 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、前(1)に定める「上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法

社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する営業及び当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る財務計算に関する書類（当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会若しくは株主総会の決議（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第21条の8第4項に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）又は商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写し（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合には、同号に規定する決議通知書をいう。）に、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 （略）

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号及び第4号並びに第2項及び第3項に規定する場合をいうものとする。

(3) （略）

5 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

(1) （略）

(2) 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、前(1)に定める「上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法

に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時株主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(5) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2(2)dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。)

(b) (略)

b (略)

7の2 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2(2)cに規定する書類(新規上場申請者が外国会社である場合を除く。)、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2(2)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2(4)fに規定する書類(合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併

に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第63条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」には、上場申請日の属する事業年度に係る商法第283条第1項に規定する書類で、定時総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(5) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2(2)dに規定する合併による解散会社又は持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。)

(b) (略)

b (略)

7の2 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2(2)cに規定する書類(新規上場申請者が外国会社である場合を除く。)、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2(2)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2(4)fに規定する書類(合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、当取引所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併

会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) (略)

(3) 2(4)dの2並びに3(2)c及び(6)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(4) 2(4)e及びeの3に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(5) 2(4)eの2又はgの(b)イ若しくは同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

9 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けられないものとする。

会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) (略)

(3) 2(4)dの2並びに3(2)c及び(6)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 2(4)eに規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2(4)gの(b)イに規定する書類又は同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添5「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

9 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けられないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日前に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると当取引所が認めるとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b （略）

11 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、セントレックス上場銘柄である場合にはその旨、上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13 第10条（新株券等の上場）関係

(1) 発行日取引による上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は株主割当により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

(a) （略）

(b) 株式数（新株予約権証券にあつては、新株予約権の目的である株式数）が4,000単位以上であること。ただし、名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは営業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに営業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日前に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると当取引所が認めるとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から営業を承継する人的分割（承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

b （略）

11 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載するとともに、当該事項を記載した有価証券上場通知書を当該有価証券の発行者に交付する。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数、セントレックス上場銘柄である場合にはその旨、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日

13 第10条（新株券等の上場）

(1) 発行日取引による上場の取扱い基準

a 新株引受権証書又は株主割当により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

(a) （略）

(b) 株式数（新株引受権証書にあつては、新株引受権証書の目的である株式数）が4,000単位以上であること。ただし、名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川

県、福井県及び滋賀県をいう。)に事業の主体
(本店、工場及び取引先の所在地などを勘案し
て決定する。)を有する発行会社の増資新株式
である場合には基準に達しないものについても
発行日取引を行うことができるものとする。

(c) (略)

(削る)

b ~ e (略)

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は上場株券と権利関係を異に
する新株券が次に掲げる条件に適合している場合
は、その発行された時に上場する。

(a) 株式数(新株予約権証券にあっては、新株予
約権の目的である株式数)が2,000単位以上であ
ること。

(b) (略)

b (略)

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合
の取扱い基準

他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請
求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基
準日)が到来する増資新株券は、その発行株式数を
確認する前においても、上場することができる。

(4) 新株予約権証券については、(1)及び(2)に定める
ほか、その発行方法等が次の a から c までに掲げる
要件に適合する場合に上場するものとし、その上場
期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の前日
であって、当取引所が定める日までとする。

a 新株予約権証券を新株予約権者の請求により発
行する場合において、新株予約権者の請求あると
きには、速やかに新株予約権証券を発行するこ
と。

b 新株予約権証券の取扱場所は、名古屋市内に設
置すること。ただし、当取引所が特に認めた場合
は、この限りでない。

c 当取引所における売買の決済に支障をきたさな

県、福井県及び滋賀県をいう。)に営業の主体
(本店、工場及び取引先の所在地などを勘案し
て決定する。)を有する発行会社の増資新株式
である場合には基準に達しないものについても
発行日取引を行うことができるものとする。

(c) (略)

(注) 新株引受権証券にあっては、当該新株引
受権の目的である株式についても、発行日
取引を行う。

b ~ e (略)

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株引受権証券又は上場株券と権利関係を異に
する新株券が次に掲げる条件に適合している場合
は、その発行された時に上場する。

(a) 株式数(新株引受権証券にあっては、新株引
受権の目的である株式数)が2,000単位以上であ
ること。

(b) (略)

b (略)

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合
の取扱い基準

転換予約権付株式の転換請求期間中又は新株予約
権の行使期間中に割当日(基準日)が到来する増資
新株券は、その発行株式数を確認する前において
も、上場することができる。

(4) 新株引受権証券については、(1)及び(2)に定める
ほか、その発行方法等が次の a から c までに掲げる
要件に適合する場合に上場するものとし、その上場
期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期
間満了の日の前日であって、当取引所が定める日ま
でとする。

a 新株引受権証券を株主の請求により発行する場
合においては、当該新株引受権の目的である株式
の申込期間満了の日の3日前までの間において株
主の請求ある場合には、即日(おそくとも、翌日
午前中)に新株引受権証券を発行すること。

b 新株引受権証券の取扱場所は、名古屋市内に設
置すること。ただし、当取引所が特に認めた場合
は、この限りでない。

c 当取引所における売買の決済に支障をきたさな

いよう、新株予約権の行使が行われた場合には、株券を遅滞なく発行すること。

(5) 外国会社の新株券等の上場の取扱い基準

a・b (略)

c 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株予約権証券については、(1)、(2)及び前(4)の規定にかかわらず、当該発行者の上場株券がその流通の状況等から当取引所を主たる市場とするものと認められる場合であって、当該新株予約権証券が前bの(a)及び(b) (同bの(a)中「株式数が」とあるのは「新株予約権の目的である株式数が」と読み替える。)に適合しているときに上場するものとする。この場合において、新株予約権証券の上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

14 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) (略)

(2) 当取引所は、株式若しくは新株予約権の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(3) (略)

15 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) (略)

(2) 第4項において準用する第3条第2項第11号に掲げる書類については、2(4)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)及び2(5)(aからdまで、g、h、iの(a)から(d)まで及びjを除く。)の規定を準用する。

(3) (略)

18 第13条(所属部の指定又は指定替え)関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a~d (略)

いよう、株券を、払込期日以後遅滞なく発行すること。

(5) 外国会社の新株券等の上場の取扱い基準

a・b (略)

c 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株引受権証券については、(1)、(2)及び前(4)の規定にかかわらず、当該発行者の上場株券がその流通の状況等から当取引所を主たる市場とするものと認められる場合であって、当該新株引受権証券が前bの(a)及び(b) (同bの(a)中「株式数が」とあるのは「新株引受権の目的である株式数が」と読み替える。)に適合しているときに上場するものとする。この場合において、新株引受権証券の上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

14 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) (略)

(2) 当取引所は、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(3) (略)

15 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) (略)

(2) 第4項において準用する第3条第2項第11号に掲げる書類については、2(4)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)及び2(5)(aからdまで、g、h、及びiの(a)から(d)までを除く。)の規定を準用する。

(3) (略)

18 第13条(所属部の指定又は指定替え)関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a~d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年以上）を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f （略）

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 上場会社が外国持株会社になった後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに2年（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年）以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

c （略）

(3) （略）

e 持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、直前事業年度の末日までに2年以上（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年以上）を経過していない場合は、当該期間のうちその設立前の期間における子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f （略）

(2) 前(1)の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社が外国会社である場合の第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a （略）

b 上場会社が外国持株会社として設立された後又は合併を行った後、直前事業年度の末日までに2年（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年）以上経過していない場合で、当取引所が必要と認めるときは、当取引所が必要と認める財務書類 各2部

c （略）

(3) （略）

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(2)c及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

次に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

- 1 内国株券の発行者である新規上場申請者
合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合
- 2 （略）

21 昭和57年10月1日改正付則第2項（経過措置）関係

(1) 昭和57年10月1日改正付則第2項に規定する者については、昭和58年4月1日以降最初に終了する事業年度以前の事業年度を上場申請日の直前事業年度とする場合は、5(2)の規定を適用しないものとする。

(2) 昭和57年10月1日改正付則第2項に規定する者については、昭和58年4月1日以降最初に終了する事業年度の翌事業年度を上場申請日の直前事業年度とする場合は、当該翌事業年度の開始日から監査を受けていれば足りるものとする。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2(2)c及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

次に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

- 1 内国株券の発行者である新規上場申請者
合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は営業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で20%以上である場合
- 2 （略）

合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。）における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1. 合併に係る影響度

(1) (略)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2. 分割に係る影響度

(1) (略)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3. 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

$$\times 100 (\%)$$

事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4. 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) (略)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。）における総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1. 合併に係る影響度

(1) (略)

(2) 株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2. 分割に係る影響度

(1) (略)

(2) 株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3. 営業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

営業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

$$\times 100 (\%)$$

営業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額

(2) 株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4. 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) (略)

(2) 株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5. 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額

× 100 (%)

合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）又は新規上場申請者の総資産額

-

分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化に係る影響度は、3. 又は前4. の算式により計算する。

6. 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5. 同一事業年度中に合併、営業を承継する分割、営業の譲受け又は子会社化と営業を承継させる分割、営業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併、営業を承継する分割、営業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、営業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額

× 100 (%)

合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）又は新規上場申請者の総資産額

-

分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、営業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額

(2) 株主資本（純資産）の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 営業を承継させる分割、営業の譲渡又は非子会社化に係る影響度は、3. 又は前4. の算式により計算する。

6. 同一事業年度中に合併、営業を承継する分割、営業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び営業を承継させる分割、営業の譲渡又は非子会社化が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、株主資本（純資産）の額、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

別添 2 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が当取引所に提出する7の2(1)に規定する書類(以下「被合併会社等の財務諸表等」という。)に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が被合併会社等の財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1.・2. (略)

3. 目的

公認会計士等は、対象となる財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は会社計算規則(平成18年法務省令第13号)に従って開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4.・5. (略)

別添 4 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)dの2並びに3(2)c及び(6)cの規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び2(4)gの(b)の規定により提出する分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、新規上場申請者及び承継される事業を分割した会社(以下「分割会社」という。)との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人(以下この基

別添 2 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が当取引所に提出する7の2(1)に規定する書類(以下「被合併会社等の財務諸表等」という。)に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が被合併会社等の財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1.・2. .

3. 目的

公認会計士等は、対象となる財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は計算書類規則に従って開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4.・5. (略)

別添 4 分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)dの2並びに3(2)c及び(6)cの規定により提出する他の会社から承継する営業に関する財務計算に関する書類及び2(4)gの(b)の規定により提出する分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、新規上場申請者及び承継される営業を分割した会社(以下「分割会社」という。)との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人(以下この基

準において「公認会計士等」という。)が実施するものとする。

2. 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類とする。

3. ~ 5. (略)

別添5 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)eの2及び同gの(d)の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、新規上場申請者及び事業譲渡会社又は事業譲受け会社(以下事業譲渡会社及び事業譲受け会社を「事業譲渡会社等」という。)との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人(以下この基準において「公認会計士等」という。)が実施するものとする。

2. ~ 3. (略)

4. 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 事業譲渡会社等の業務及び当該事業譲渡会社等が属している業界の状況についての質問
- (2) (略)
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該事業譲渡等部門への配賦方法についての質問
- (4) 内部取引を分類、集計する方法及び当該事業譲渡

準において「公認会計士等」という。)が実施するものとする。

2. 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、当取引所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された他の会社から承継する営業に関する財務計算に関する書類及び分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類とする。

3. ~ 5. (略)

別添5 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)gの(d)の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、新規上場申請者及び営業譲渡会社又は営業譲受け会社(以下営業譲渡会社及び営業譲受け会社を「営業譲渡会社等」という。)との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人(以下この基準において「公認会計士等」という。)が実施するものとする。

2. ~ 3. (略)

4. 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 営業譲渡会社等の業務及び当該営業譲渡会社等が属している業界の状況についての質問
- (2) (略)
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該営業譲渡等部門への配賦方法についての質問
- (4) 内部取引を分類、集計する方法及び当該営業譲渡

等部門における内部取引の計上基準についての質問

(5)～(9) (略)

5. 報告書の記載事項

公認会計士等は、部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 新規上場申請者及び事業譲渡会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

等部門における内部取引の計上基準についての質問

(5)～(9) (略)

5. 報告書の記載事項

公認会計士等は、部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 新規上場申請者及び営業譲渡会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
(上場手数料)			(上場手数料)		
第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。			第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。		
区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)	区分	支払期日	徴収標準(定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の上場	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 (他の種類の株式への転換(株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)が行われる株式の転換により新たに上場する株券、新株予約権の権利行使により新たに上場する株券及び取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに上場する株券については万分の1)</p>	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	<p>1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 (他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)</p>

2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	支払期日	徴収標準（定額・定率）
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	（略）	（略）
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 （他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の転換により新たに上場する株券、新株予約権の権利行使により新たに上場する株券及び取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに上場する株券については万分の1）

3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

(6) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たりの発行

2 外国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	支払期日	徴収標準（定額・定率）
新規上場申請者の上場申請した株券の上場	（略）	（略）
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの払込金額に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の 万分の5.2 （他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1）

3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの払込金額とみなして計算する。

(6) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額と

価格（当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に行使される株式数を乗じて得た金額の合計額の1株当たりの金額に相当する額（当該新株予約権が会社法第238条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

(7) 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日（この日に支払うことが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日）に支払うものとする。

(8) (略)

(年間上場料)

第3条 (略)

2 (略)

みなして計算する。

(7) 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に支払うものとする。ただし、当該株券が外国株券である場合の上場手数料は、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月の末日（この日に支払うことが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日）に支払うものとする。

(8) (略)

(年間上場料)

第3条 (略)

2 (略)

3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第3項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。

(6) (略)

4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所又は大阪証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を支払うものとする。

5 T D n e t 利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、T D n e t 利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

a・b (略)

c 東京証券取引所又は大阪証券取引所に重複上場することとなった上場会社に係るT D n e t 利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。

第3章 新株予約権証券

(上場手数料)

第4条 新株予約権証券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	支払期日	徴収標準
上場会社が発行す	上場日 属する月	新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である

3 株券の年間上場料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する支払期日に支払う年間上場料については、これを免除することができる。ただし、第2条第2項第3号に該当し、上場手数料を免除することとした会社の年間上場料は、免除しないものとする。

(6) (略)

4 前3項に定めるところによるほか、当取引所のみを上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

5 T D n e t 利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、T D n e t 利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

a・b (略)

c 東京証券取引所に重複上場することとなった上場会社に係るT D n e t 利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。

第3章 新株引受権証書

(上場手数料)

第4条 新株引受権証書の上場手数料の納入期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	納入期日	徴収標準
上場会社が発行す	上場日 属する月	新株引受権証書の目的である株式の発行価格に当該株式の数

る新株予 約権証券 の上場	の翌月末 日まで	株式の数を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 8万5千円（外国会社が 発行する新株予約権証券で ある場合には、8千5百 円） (2) 50億円を超える場合 17万円（外国会社が発行 する新株予約権証券である 場合には、8千5百円） ただし、第2条第1項「上 場会社が新たに発行する株券 の上場」の場合の上場手数料 の計算により得た金額の半額 を限度とする。
---------------------	-------------	---

る新株引 受権証券 の上場	の翌月末 日まで	を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 8万5千円 (2) 50億円を超える場合 17万円 ただし、第2条第1項「上 場会社が新たに発行する株券 の上場」の場合の上場手数料 の計算により得た金額の半額 を限度とする。
---------------------	-------------	---

平成14年4月1日制定付則

（上場手数料に係る経過措置）

第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

〔定額〕 300万円

〔定率〕

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1単位につき 26円（2,000万円を上限とする。）

「投資単位調整後上場株式数」

= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の証券取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の証

平成14年4月1日制定付則

（上場手数料に係る経過措置）

第2条 この規則第2条第1項の規定にかかわらず、平成13年10月1日（以下「改正商法施行日」という。）以後に、新規上場申請者の上場申請した内国株券の上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) 改正商法施行日前に上場申請された内国株券の上場

〔定額〕 300万円

〔定率〕

上場株式数について

1株につき 2銭6厘（旧商法上の1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。）による改正前の商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、26円を当該旧商法上の1単位の株式の数で除して得た額、旧商法上の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、26円）

券取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に旧商法上の1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。次条において同じ。）又は1単位の株式の数の2分の1以下への変更を行っている場合には、上場手数料については、〔定額〕、〔定率〕とも、半額とする。

(2) 改正商法施行日以後に上場申請された内国株券の上場

〔定額〕 300万円

〔定率〕

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について

1単位につき 26円（2,000万円を上限とする。）

「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50\text{万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の当取引所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の証券取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の当取引所及び国内の他の証券取引所における売買が成立しない場合には、上場日後当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、当取引所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の証券取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の当取引所の最終価格を用いて計算する。

(削る)

2 第1項第1号ただし書の場合における上場手数料の計算の基準とする上場株式数は、上場日における上場株式数から当該株式分割により増加した株式数（当該株式分割と同時に又は当該株式分割後に旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数の多い数への変

(削る)

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 平成17年12月31日において当取引所に株券が上場されている上場会社
平成18年2月末日に支払った年間上場料の2倍の額

更を行っている場合には、実質的に増加したと認められる株式数。以下同じ。)を控除した株式数とする。

- 3 第1項第1号ただし書の場合において、新規上場申請者が、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行っている場合の上場手数料の計算における旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数は、当該変更前の旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数とする。

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正商法施行日以後の納入期に係る内国株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 改正商法施行日の前日において当取引所に株券が上場されている上場会社
改正商法施行日の前日における上場株式数のうち
- a 1,000万株(改正商法施行日の前日における旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数が1,000株以外の場合には、1,000万株に当該旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、改正商法施行日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、1,000万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以下の株式数につき 15万円
 - b 1,000万株を超え4,000万株以下の株式数につき200万株以下を増すごとに 1万2千円
 - c 4,000万株を超え1億2,000万株以下の株式数につき400万株以下を増すごとに 1万2千円
 - d 1億2,000万株を超え2億株以下の株式数につき1,000万株以下を増すごとに 1万2千円
 - e 2億株を超え10億株以下の株式数につき1億株以下を増すごとに 1万2千円
 - f 10億株を超え20億株以下の株式数につき

(2) 平成18年1月1日以後に当取引所に株券が新規上場された上場会社

投資単位調整後上場株式数のうち

- a 1万単位以下の株式数につき 15万円
- b 1万単位を超え4万単位以下の株式数につき
2,000単位以下を増すごとに 1万2千円
- c 4万単位を超え12万単位以下の株式数につき
4,000単位以下を増すごとに 1万2千円
- d 12万単位を超え20万単位以下の株式数につき
1万単位以下を増すごとに 1万2千円
- e 20万単位を超え100万単位以下の株式数につき
10万単位以下を増すごとに 1万2千円
- f 100万単位を超え200万単位以下の株式数につき
20万単位以下を増すごとに 1万2千円
- g 200万単位を超える株式数につき
40万単位以下を増すごとに 1万2千円

(削る)

(削る)

2億株以下を増すごとに 1万2千円

g. 20億株を超える株式数につき

4億株以下を増すごとに 1万2千円

(2) 改正商法施行日以後に当取引所に株券が新規上場された上場会社(改正商法施行日前に上場申請された場合に限る。)

前号の規定(ただし、「改正商法施行日の前日における上場株式数」とあるのは「新規上場に係る上場日における上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

(3) 改正商法施行日以後に上場申請され当取引所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「改正商法施行日の前日における上場株式数」とあるのは「投資単位調整後上場株式数」と、「改正商法施行日の前日における旧商法上の1単位の株式の数又は」とあるのは「上場日における」と、「当該旧商法上の1単位の株式の数又は」とあるのは「当該」と、「改正商法施行日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合」とあるのは「上場日において単元株制度を採用していなかった場合」と、それぞれ読み替える。)により算出した金額とする。

2. 第1項第1号に規定する上場会社が、改正商法施行日の前日までに(同項第2号に規定する上場会社にあっては、上場日までに)1株を1.5株以上に分割する株式分割を行った場合(上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行った場合を含む。)における年間上場料の計算の基準とする上場株式数は、改正商法施行日の前日における上場株式数(同項第2号に規定する上場会社にあっては、上場日における上場株式数

(削る)

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、改正後の第3条第4項及び第5項の規定は、同日以後に到来する日を支払期日とすると年間上場料から適用する。
- 3 この改正規定施行の日前に発行された株券、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書に係る新規上場料については、なお従前の例による。

とする。)から当該株式分割により増加した株式数を控除した株式数とする。

- 3 第1項第1号に規定する上場会社が、改正商法施行日の前日までに(同項第2号に規定する上場会社にあっては、上場日までに)旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行った場合(上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行った場合を含む。)における年間上場料の計算における1単位の株式の数は、当該変更前の1単位の株式の数又は1単元の株式の数とする。

(適用関係)

- 第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数に適用する。

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 合併期日</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定により上場される株券 前号に定める日。ただし、<u>新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券 分割期日</p> <p>(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券</p>	<p>次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 合併期日。ただし、<u>合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</u></p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定により上場される株券 前号に定める日</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 上場会社が他の上場会社等から<u>営業</u>を承継する人的分割により発行する株券 分割期日。ただし、<u>分割期日から起算して4日目の日以後に分割の登記を行う場合は、分割登記日の2日前の日</u></p> <p>(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に<u>営業</u>を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の規定により上場される当該設立された会社又は<u>営業</u>を承継した会社の株券</p>

前号に定める日。ただし、新設分割の場合において、分割期日から起算して4日目の日以後に分割の登記を行う場合は、分割登記日の2日前の日

前号に定める日

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併及び吸収分割に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。</p> <p>(c)~(f) (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、新規上場申請者が外国会社以外である場合には、取締役、執行役又は会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動(営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)において同じ。)が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。</p> <p>(c)~(f) (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、新規上場申請者が外国会社以外である場合には、取締役又は執行役の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は商法特例法第21条の8第7項に規定する監査委員に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p>

c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。))を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。))には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者と親会社等が、通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。))と著しく異なる条件で事業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c)・(d) (略)

e (略)

(3) (略)

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2)又は前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ~リ (略)

c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。))を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。))には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者と親会社等が、通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。))と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c)・(d) (略)

e (略)

(3) (略)

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、(2)又は前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ~リ (略)

又 その他明らかに固定的所有でないと認められる株式

(注) 1 トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 株式の発行者の取締役、執行役、監査役又は会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)が当該保険会社の取締役、執行役、監査役又は会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)を兼任している場合

(ニ) (略)

(注) 2 (略)

(b)~(f) (略)

b~d (略)

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、aから前dまでの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株式の分布状況について審査を行うものとする。

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券(外国会社の場合には、国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券)の発行者である新規上場申請者

(a)・(b) (略)

b (略)

(4) 事業継続年数

a 第4号に規定する「継続的に事業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な事業に関する活動が、継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な事業に関する活動に

又 その他明らかに固定的所有でないと認められる株式

(注) 1 トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 株式の発行者の取締役、執行役又は監査役が当該保険会社の取締役、執行役又は監査役を兼任している場合

(ニ) (略)

(注) 2 (略)

(b)~(f) (略)

b~d (略)

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、aから前dまでの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株式の分布状況について審査を行うものとする。

(3) 上場時価総額

第3号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該a又はbに定める額をいうものとする。

a 国内の証券取引所に上場されている株券(外国会社の場合には、外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券)の発行者である新規上場申請者

(a)・(b) (略)

b (略)

(4) 設立後経過年数

a 第4号に規定する「継続的に営業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な営業に関する活動が、3か年以上継続的に行われている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2)eの規定の適用を受けるときには、分割時における主要な営業に関

ついて審査対象とするものとする。

- b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社若しくは外国持株会社である場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、合併主体会社、当該持株会社若しくは外国持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。
- c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継される又は譲渡されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。
- d 新規上場申請者（b及び前cに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）がb及び前cに規定する行為を重ねて行っている場合については、b及び前cの規定の趣旨に照らして当該取引所が適当と認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(5) 純資産の額

- a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が同規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成

する活動について審査対象とするものとする。

- b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社若しくは外国持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社若しくは外国持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。
- c 第4号において、新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（新規上場申請者の主要な営業が当該他の会社から承継されるものである場合に限る。）である場合には、当該他の会社における当該営業の活動期間を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。
- (新設)

(5) 株主資本（純資産）の額

- a 第5号に規定する「株主資本（純資産）の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が同規則第87条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額（財務諸表等規則の規定により作

された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。)が負でないことを要するものとする。

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。

d aから前cまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の当取引所が定める外国為替公認銀行における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後に持株会社になった場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、その子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の連結貸借対照表(当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表)に基づいて算定される純資産の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

成された貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。)が負でないことを要するものとする。

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額をいうものとする。

d aから前cまでの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第5号に規定する「株主資本(純資産)の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額をいうものとする。

e 前dの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の当取引所が定める外国為替公認銀行における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社として設立された会社である場合には、その子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の連結貸借対照表(当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表)に基づいて算定される株主資本の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

る。

g 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

j 新規上場申請者（fから前までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてfから前までに規定する行為を重ねて行っている場合については、fから前までの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(6) 利益の額

g 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社（当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその営業を承継していない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る株主資本（純資産）の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における株主資本の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

i 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社として設立された会社である場合で、当取引所が適当と認めるときは、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される株主資本の額について審査対象とするものとする。

（新設）

(6) 利益の額

a (略)

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が同規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額（連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目に相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額をいう。）をいうものとする。

c～e (略)

f 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、利益の額を月割按分することにより1年間の利益の額を算定するものとする。

g (略)

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社

a (略)

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が同規則第87条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額（連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目に相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額をいう。）をいうものとする。

c～e (略)

f 第6号において、審査対象期間に決算期の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、利益の額を月割按分することにより1年間の利益の額を算定するものとする。

g (略)

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合には、最近3年間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が

に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

j (略)

k 第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社になった場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

kの2 新規上場申請者(gから前kまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてgから前kまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前kまでの規定の趣旨に照らして当取引所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

l (略)

当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)dの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する営業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

j (略)

k 第6号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社として設立された会社である場合で、当取引所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当取引所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

(新設)

l (略)

(7) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

c～e (略)

f 前(6)h、j前段、k及びkの2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

g (略)

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b～d (略)

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社に

(7) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者が連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

c～e (略)

f 前(6)h、j前段及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

g (略)

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b～d (略)

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社設立時の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表

なった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲り受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲り受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g (略)

(9) 株式事務代行機関の設置

a 第9号に規定する「株式事務代行機関」とは、株主名簿管理人であって、名義書換事務のほか、株券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b・c (略)

(10) (略)

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合(bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。) 又は法第103条第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a~c (略)

4 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1)~(3) (略)

(4) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主

(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類を含む。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であつて、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g (略)

(9) 株式事務代行機関の設置

a 第9号に規定する「株式事務代行機関」とは、商法第206条第2項に規定する名義書換代理人であつて、名義書換事務のほか、株券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b・c (略)

(10) (略)

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合(bにあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。)をいうものとする。

a~c (略)

4 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1)~(3) (略)

(4) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主

要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)（略）

(b) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で事業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規

要な営業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱い要領3(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる営業以外の営業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する営業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な営業を承継するものとして取り扱う。

5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c（略）

d 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)（略）

(b) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規

上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

e (略)

(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1)及び前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

a ~ f (略)

g 第1号aただし書に規定する「当取引所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により事業を承継させる上場会社の株主（その大株

上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

e (略)

(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する営業及び分割の計画等について、(1)及び前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

6 第6条（セントレックスへの上場審査基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

a ~ f (略)

g 第1号aただし書に規定する「当取引所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により営業を承継させる上場会社の株主（その大株

主上位10名及び特別利害関係者を除く。)に交付される新規上場申請者の株式(1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。)をいうものとする。

h (略)

(2) (略)

(3) 売上高

新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前までに上場申請が行われた場合には、第3号に規定する「売上高」には、当該分割により承継する事業に係る売上高を含むものとする。

(3)の2 事業継続年数

a 第3号の2において、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、当該分割により承継する事業に関する活動について審査対象とするものとする。

b 2(4)bからdまでの規定は、第3号の2の場合に準用する。

(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結貸借対照表又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額については、改正後の2(5)a中「連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額」とあるのは「連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額」と、同b中「貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額」とあるのは「貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額」とする。

主上位10名及び特別利害関係者を除く。)に割り当てられる新規上場申請者の株式(1単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。)をいうものとする。

h (略)

(2) (略)

(3) 売上高

新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前までに上場申請が行われた場合には、第3号に規定する「売上高」には、当該分割により承継する営業に係る売上高を含むものとする。

(新設)

(4) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、<u>株式</u>の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による<u>募集株式の割当等</u>について、必要な事項を定める。</p> <p>第3章 上場前の<u>株式等</u>の譲受け又は譲渡</p> <p>(上場前の<u>株式等</u>の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する<u>株式又は新株予約権</u>の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「<u>株式等の移動</u>」という。)を行っている場合には、当該<u>株式等</u>の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する<u>株式</u>が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</p> <p>(上場前の<u>株式等</u>の移動に関する記録の保存等)</p> <p>第24条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく<u>株式等</u>の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく<u>株式等</u>の移動の状</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として当取引所が定める者並びに外国会社を除く。以下同じ。)の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、<u>株券</u>の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による<u>新株発行等</u>について、必要な事項を定める。</p> <p>第3章 上場前の<u>株券等</u>の譲受け又は譲渡</p> <p>(上場前の<u>株券等</u>の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する<u>株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券</u>の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「<u>株券等の移動</u>」という。)を行っている場合には、当該<u>株券等</u>の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する<u>株券</u>が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</p> <p>(上場前の<u>株券等</u>の移動に関する記録の保存等)</p> <p>第24条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく<u>株券等</u>の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当取引所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく<u>株券等</u>の移動の状</p>

況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当等

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制)

第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他当取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第27条 第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が、第25条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、当取引所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者の当該募集株式の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による新株発行等

(第三者割当等による新株発行に関する規制)

第25条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他当取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(所有に関する規制)

第27条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第25条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、当取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、当取引所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第25条第1項に規定する確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者の当該新株の所有状況に関して当取引所から照会を受けた場合には、当該新株の所有状況に係る報告を当取引所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当等に関する規定の準用)

第28条 第25条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当(募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当を含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として割り当てた新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられたものに限る。)であって、新規上場申請者と割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っており、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書面が当取引所に提出されている新株予約権(当該確約が行われている部分に限る。)については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による募集株式の割当を受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合(当取引所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第28条 第25条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)又は新株予約権付社債の発行を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制)

第29条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の当取引所が定める者であって、かつ、当取引所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として発行した新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行されたものに限る。)であって、その新株予約権証券が次の各号に適合し、かつ、当取引所が定めるところにより当取引所が必要と認める書面が当取引所に提出されている新株予約権証券(第2号の確約が行われている部分に限る。)については、第27条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第25条第1項」とあるのは「第29条第2号」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合(当取引所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

(1) 新規上場申請者が、新株予約権の発行によりその新株予約権証券を役員又は従業員等に取得させていること。

(2) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に発行した新株予約権証券について、新規上場申請者と前号の規定により新株予約権証券の割当を

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による株式又は新株予約権の交付(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、交付を受けた者との間で、当該株式又は新株予約権につき、書面により第25条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第30条の2 第27条の規定は、前条第1項に規定する交付を受けた者について準用する。この場合において、第27条中「募集株式」とあるのは「株式又は新株予約権」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当(以下「第三者割当等による募集株式等の割当」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

受けた役員又は従業員等との間で、書面により第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っていること。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制)

第30条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使による株式の発行又は移転(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行された新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該上場申請者は、行使を行った者との間で、当該株式につき、書面により第25条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を当取引所が定めるところにより提出するものとする。

2 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制)

第30条の2 第27条の規定は、前条第1項に規定する行使を行った者について準用する。この場合において、第27条中「新株」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)

第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等に関する
規定の準用)

第32条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第30条の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使又は転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による」とあるのは「前条に規定する新株予約権の行使若しくは転換(その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。)による又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「割り当てられた新株予約権」とあるのは「割り当てられた新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、同日前に行われた自己株式及び自己新株予約権の処分については、なお従前の例による。

(上場前の株券等の移動に関する記録の保存等に関する
規定の準用)

第32条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第30条の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使による」とあるのは、「前条に規定する新株予約権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「発行された新株予約権」とあるのは「発行された新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその<u>事業</u>を承継する会社(当該承継する<u>事業</u>が新規上場申請者の<u>事業</u>の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として当取引所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその<u>営業</u>を承継する会社(当該承継する<u>営業</u>が新規上場申請者の<u>営業</u>の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</p>
<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第11条 上場前公募等規則第16条第1項に規定する「当取引所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、株券上場審査基準第4条第1項の適用を受けようとする新規上場申請者にあつては、当該数量が400単位(1単位は、<u>単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。</u>)の株式数未満となる場合には400単位の株式数とする。</p>	<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第11条 上場前公募等規則第16条第1項に規定する「当取引所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、株券上場審査基準第4条第1項の適用を受けようとする新規上場申請者にあつては、当該数量が400単位(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。</u>)の株式数未満となる場合には400単位の株式数とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(上場前の<u>株式</u>等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(上場前の<u>株券</u>等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p>
<p>(上場前の<u>株式</u>等の移動に関する記録の保存等の取扱い)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(上場前の<u>株券</u>等の移動に関する記録の保存等の取扱い)</p> <p>第20条 (略)</p>
<p>(第三者割当等による<u>募集株式</u>の割当に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>(第三者割当等による<u>新株発行</u>に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 (略)</p>
<p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>募集株</u></p>	<p>2 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「<u>新株発</u></p>

式の割当を行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

3 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

行を行っている」かどうかの認定は、新株発行の効力発生日を基準として行うものとする。

3 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「新株の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）を、原則として、新株発行の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、当取引所に提出すること。

(4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第25条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当を行っている場合

当該割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 上場前公募等規則第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、

(4) 新規上場申請者は、割当新株又は取得株式の所有状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新株又は取得株式の所有状況を当取引所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第25条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

4 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株発行を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株発行を行っている場合

当該新株発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第23条 上場前公募等規則第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第27条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株又は取得株式の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上

上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第27条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権の割当等に関する規制の取扱い)

第24条 上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の割当を行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「割当を受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)」とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の株式又は新株予約権を交付するこ

場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、当取引所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第27条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく当取引所に報告するものとする。

4 (略)

(第三者割当等による新株予約権付社債の発行等に関する規制の取扱い)

第24条 上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日(無償にて新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))を発行する場合にはこれを発行する日。以下同じ。)を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「新株予約権証券又は新株予約権付社債券の継続所有、譲渡時及び当取引所からの当該所有状況に係る照会時の当取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「割当を受けた新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「割当新株予約権証券等」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過する日)まで」と、「割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。)」とあるのは「割当新株予約権証券等

と、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得すると引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)

3 第21条第4項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項第1号中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

6 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「割当新株予約権、当該割当新株予約権の行使若しくは他の種類の株式等への転換により取得した株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株

について新株予約権の行使が行われたときには、当該行使により取得した株式及び当該株式の株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。)

3 第21条第4項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第25条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより提出する」場合について準用する。この場合において、第21条第4項中「新株発行」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行」と読み替えるものとする。

4 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項第1号中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

5 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

6 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第28条において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2 上場前公募等規則第29条の報酬としての割当には、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第29条の新株予約権の割当を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第29条の新株予約権の割当を行っている場合

当該新株予約権割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条に規定する確約を証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当に関する事項を記載した取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 上場前公募等規則第29条において準用する同第27条

7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制の取扱い)

第25条 (略)

2 上場前公募等規則第29条の報酬としての発行には、役員又は従業員等に新株予約権証券の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権証券を有償で発行する場合その他の有償で発行する場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第29条の新株予約権の発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第29条の新株予約権の発行を行っている場合

当該新株予約権発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第29条第2号に規定する確約を証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を発行するものであることその他その発行に関する事項を記載した取締役会の決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権証券の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権証券を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権証券の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 上場前公募等規則第29条において準用する同第27条

第1項本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使が行われていない場合をいうものとする。

6 第21条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当を受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)
(削る)

第26条 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第3項

第1項本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権証券の新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権証券の新株予約権の行使が行われていない場合をいうものとする。

6 第21条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券(以下「報酬として割当を受けた新株予約権証券」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権証券の取得日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制の取扱い)

第26条 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「株式の発行又は移転を行っている」かどうかの認定は、当該行使に係る払込みを行った日を基準として行うものとする。

2 第21条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条第1項に規定する「第25条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第21条第3項第1

第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式又は新株予約権の交付を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式又は新株予約権の交付を行っている場合

当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当に係る株主総会及びその割当に関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当を受ける者との新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得し

号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 上場前公募等規則第30条第1項に規定する「当取引所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式の発行又は移転を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式の発行又は移転を行っている場合

当該株式の発行又は移転後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の発行に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）の内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権証券の割当を受ける者との新株予約権の発行に関する契約内容を証する書面

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制の取扱い)

第26条の2 第23条第1項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第1項ただし書に規定する「当取引所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第23条第1項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

た株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

3 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当株式又は取得株式等」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式若しくは新株予約権」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載の取扱い)

第27条 (略)

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第28条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第26条の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その割当」とあるのは「その割当又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権証券の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権の割当」と

2 第23条第2項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第23条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

3 第23条第3項の規定は、上場前公募等規則第30条の2において準用する同第27条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第23条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)

第27条 (略)

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第28条 (略)

平成13年9月4日改正付則

1・2 (略)

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第26条の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の発行」とあるのは「新株予約権の発行又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その発行」とあるのは「その発行又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権証券の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権証券の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権証券の

あるのは「新株予約権の割当又は新株発行」とする。

4・5 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

別添 1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 (略)

2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

類似会社比準価格 = 類似会社株価 × 1 / 2 (新規上場申請者の1株当たり純利益額 / 類似会社の1株当たり純利益額 + 新規上場申請者の1株当たり純資産額 / 類似会社の1株当たり純資産額)

(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について

a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の税引後当期純利益額に基づき算出する。

b 1株当たり純資産額は、貸借対照表における直前事業年度の純資産の部の額に基づき算出する。

(2) 類似会社が、直前事業年度の末日の翌日以後増資等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a (略)

b 1株当たり純資産額は、直前事業年度の末日の純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(3) 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の翌日以後増資(上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。)等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

割当」とあるのは「新株予約権証券の割当又は新株発行」とする。

4・5 (略)

別添 1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 (略)

2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

類似会社比準価格 = 類似会社株価 × 1 / 2 (新規上場申請者の1株当たり純利益額 / 類似会社の1株当たり純利益額 + 新規上場申請者の1株当たり純資産額 / 類似会社の1株当たり純資産額)

(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について

a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前決算期の税引後当期純利益額に基づき算出する。

b 1株当たり純資産額は、貸借対照表における直前決算期の資本の部の額に基づき算出する。

(2) 類似会社が、直前決算期末の翌日以後増資等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a (略)

b 1株当たり純資産額は、直前決算期末純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。

(3) 新規上場申請者が、直前決算期末の翌日以後増資(上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。)等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について

a · b (略)

(4) ~ (7) (略)

3 (略)

a · b (略)

(4) ~ (7) (略)

3 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>1</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>1</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p><u>会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、<u>同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当による場合及び買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内</u></u></p>	<p>1 第1条の2（投資単位の引下げに係る努力等）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（<u>委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>m</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>m</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p><u>発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当により発行する場合及び買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）又は発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）に伴い発行する場合を除く。</u></p>

容を決定することをいう。以下同じ。)又は発動(買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。)に伴う場合を除く。

(削る)

b 第1号hに掲げる事項

(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額(最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益(当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。))の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度

b 第1号fに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかに該当すること。

(a) 利益の配当又は中間配当の1株当たりの額及び方法が直近の利益の配当又は中間配当と同一であること。

(b) 1株当たりの利益の配当の額又は1株当たりの中間配当の額をそれぞれ直近の1株当たりの利益の配当の額又は中間配当の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2未満であること。

c 第1号hに掲げる事項

(a) 営業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近事業年度の末日における当該営業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額(最近事業年度において経常利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の経常利益(当該5事業年度のうち経常利益が計上されていない事業年度については、経常利益金額をゼロとする。))の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。

ニ 当該営業の譲渡の予定日の属する事業年度

及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額（最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5事業年度の当期純利益（当該5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。）の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。）未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部を譲り受ける場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該営業の譲受けによる資産の増加額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該営業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

i 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i (略)

j (略)

k (略)

l (略)

(2) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。

a ~ e (略)

f 第2号lに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g ~ i (略)

(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまで

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

j (略)

k (略)

l (略)

m (略)

(2) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。

a ~ e (略)

f 第2号lに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g ~ i (略)

(3) (略)

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからgまでに掲げる区分に応じ当該aからgまで

に掲げることとする。

a ~ c (略)

(削る)

d (略)

e (略)

f (略)

2 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a ~ cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e ~ i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

に掲げることとする。

a ~ c (略)

d 利益の配当又は中間配当

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.2以上又は0.8以下であること。

e (略)

f (略)

g (略)

2 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a ~ cの2 (略)

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該営業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該営業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該営業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該営業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e ~ i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

5 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1の2(1)に規定する基準(同(1)a及び1を除く。)をいうものとする。

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場

(a) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 営業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k ~ m (略)

(2)・(3) (略)

5 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1の2(1)に規定する基準(同(1)a、b及びmを除く。)をいうものとする。

(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会等設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場

外国会社については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a) 募集又は売出しの日程表

確定後直ちに

(b)～(d) (略)

b (略)

c 第2条第1項第1号cに掲げる事項

資本金の額の減少日程表

確定後直ちに

cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表

確定後直ちに

d

dの2 第2条第1項第1号fに掲げる事項

臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告

作成後直ちに

dの3 (略)

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c) (略)

(d) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

株式交換の効力発生日以後速やかに

(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券

外国会社については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a) 発行又は売出しの日程表

確定後直ちに

(b)～(d) (略)

b (略)

c 第2条第1項第1号cに掲げる事項

資本の減少日程表

確定後直ちに

(新設)

d (略)

(新設)

dの2 (略)

(a) (略)

(b) 商法第354条第1項第2号から第6号まで(同法第358条第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。)に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(c) (略)

(d) 商法第360条第1項に規定する書面の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(e) (略)

(f) 非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあっては、株式交換後の当該非上場会社の株券

について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)

作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(b) (略)

(削る)

(c) (略)

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(c)に規定する書面

作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上

について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が商法第358条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)

作成後直ちに

dの3 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 商法第366条第1項各号に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(b) (略)

(c) 商法第371条第2項において準用する同法第360条第1項に規定する書面の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d) (略)

(e) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(d)に規定する書面

作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上

場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(c) (略)

(d) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

合併の効力発生日以後速やかに

(削る)

(e) (略)

(f) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)

作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(g)イに掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 商法第408条の2第1項第2号から第6号まで(同法第413条の3第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。)に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(c) (略)

(d) 商法第414条の2第1項に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(e) 上場会社の登記事項証明書

登記後直ちに

(f) (略)

(g) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあっては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、営業の状況及び設備の状況等を記載した当取引所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(f)に規定する書面(上場会社が商法第413条の3第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)

作成後直ちに

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(d)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の前日までに

(削る)

(c) (略)

(d) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

分割の効力発生日以後速やかに

(削る)

(e) 分割により承継される事業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」

決議又は決定後遅滞なく

(f) (略)

(g) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合を除く。）

前(f)に規定する書面

作成後直ちに

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項

非上場会社から事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「事業の譲受け（譲渡）概要書」

決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当

(b) 新設分割の場合には、商法第374条の2第1項各号（同法第374条の6第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(b)において同じ。）に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(c) 吸収分割の場合には、商法第374条の18第1項第2号から第7号まで（同法第374条の22第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この(c)において同じ。）に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d) (略)

(e) 商法第374条の11第1項（同法第374条の31第3項において準用する場合を含む。）に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(f) 上場会社の登記事項証明書

登記後直ちに

(g) 分割により承継される営業及び相手会社等について記載した当取引所所定の「会社分割概要書」

決議又は決定後遅滞なく

(h) (略)

(i) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が商法第374条の6、第374条の22又は第374条の23の規定の適用を受ける場合を除く。）

前(h)に規定する書面

作成後直ちに

eの3 第2条第1項第1号hに掲げる事項

非上場会社から営業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者へ営業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「営業の譲受け（譲渡）概要書」

決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当

取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

eの4 (略)

eの5 第2条第1項第1号mに掲げる事項

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」

決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～c (略)

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更

e・f (略)

g 新株の発行を伴わない資本金の額の増加

h (略)

i 株主名簿管理人の設置又は変更

j 失権株の処理

k・l (略)

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。) 又は取締役選任権付種類株式(会社法第108条第1項第9号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)) についての定めがある種類の株式をいう。) の発行

取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

eの4 (略)

eの5 第2条第1項第1号mに掲げる事項

非上場会社からの営業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への営業上の固定資産の譲渡を行う場合

当取引所が定めるところにより作成する「営業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」

決議又は決定(商法特例法第1条の3第1項に規定する重要財産委員会の決議を含む。) 後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f～n (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～c (略)

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の消却条件の変更

e・f (略)

g 新株の発行を伴わない資本の増加

h (略)

i 名義書換代理人の設置又は変更

j 1株に満たない端数及び失権株の処理

k・l (略)

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式(商法第222条第9項の規定に基づき、定款をもって、法令又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類株式の種類株主総会の決議を要するものと定めている場合における当該種類株式をいう。) 又は取締役選任権付種類株式(商法第222条第1項第6号の規定に基づき、定款をもって、ある種類株式の種類株主総会において取締役を選任するものと定めている場合における当該種類株式をいう。) の発行

(6)・(7) (略)

7 第7条(上場申請の手続)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(3)~(5) (略)

8 第7条の2(自己株式取得の状況に関する報告等)関係

第7条の2第1項(第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得の状況を記載するものとする。

9 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) (略)

(b) 上場外国会社の場合

イ 上場転換社債型新株予約権付社債に係るもの(月間報告)翌月初

ロ (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債等各

(6)・(7) (略)

7 第7条(上場申請の手続)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又はこれらの新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(3)~(5) (略)

8 第7条の2(自己株式取得等の状況に関する報告等)関係

第7条の2第1項(第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得等の状況を記載するものとする。

9 第8条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書

(a) (略)

(b) 上場外国会社の場合

イ 上場新株予約権付社債等に係るもの(月間報告) 翌月初

ロ (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債等各

銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合（上場外国会社については、月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄の上場額面総額の10%以上となった場合）

その都度遅滞なく

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が2,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

当取引所が請求する都度遅滞なく

(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b（略）

13 第13条（株主への発送書類の提出）関係

(1) 第13条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a（略）

b 前aに添付される会社法第437条に規定する計算

銘柄については未償還額面総額（期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額）の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合（上場外国会社については、月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場新株予約権付社債等各銘柄の上場額面総額の10%以上となった場合）

その都度遅滞なく

(b) 上場新株予約権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合、上場新株予約権付社債等各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が2,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

当取引所が請求する都度遅滞なく

(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b（略）

13 第13条（株主への発送書類の提出）関係

(1) 第13条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

a（略）

b 前aに添付される商法第281条第1項各号に掲げ

書類及び事業報告、監査報告書並びに会社法第301条第1項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c・d (略)

e 配当決議通知書

(2) (略)

(3) 第13条において、株主あての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合には、上場会社は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

15 第15条（その他書類の提出）関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～d (略)

e 上場会社（上場外国会社を除く。）が、その発行する株券（優先株を除く。）について単元株式数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

g 株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受けて株券を上場した会社（外国会社を除く。）である場合には、次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面（法定事後開示書類）の写し

この場合において、上場会社は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面

(b) 同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面

(c) 同基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第5号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第2号又は第815条第3

る書類及び監査報告書並びに商法特例法第21条の2に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c・d (略)

e 中間配当決議通知書

(2) (略)

(3) 第13条において、株主あての書類発送を名義書換代理人に委託している場合には、上場会社は、名義書換代理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

15 第15条（その他書類の提出）関係

第15条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a～d (略)

e 上場会社（上場外国会社を除く。）が、その発行する株券（優先株を除く。）について1単元の株式の数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

f (略)

(新設)

項第2号に規定する書面

19 第19条（株式事務取扱機関の指定及び株式事務委任契約に基づく義務の履行）関係

(1) 第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a 剰余金配当、新株予約権の付与その他株主の権利あるいは利益に関する会社の措置

b 本国等の株主に開示している年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の事業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2)・(3)（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた株式交換、株式移転、合併及び会社の分割に係る当取引所への書類の提出については、なお従前の例による。

19 第19条（株式事務取扱機関の指定及び株式事務委任契約に基づく義務の履行）関係

(1) 第1項に規定する株式事務には、次に掲げる諸通知を含むものとする。

a 利益配当、新株引受権の付与その他株主の権利あるいは利益に関する会社の措置

b 本国等の株主に開示している年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の営業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）。この場合において、当該報告書は、当取引所が定めるところにより、要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2)・(3)（略）

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、当取引所が別に定める<u>株式</u>については、適用しない。</p> <p>(第三者割当による<u>募集株式</u>の割当を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主以外の者に<u>株式の割当</u>を受ける権利を付与する方法(以下「第三者割当」という。)による<u>募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)</u>の割当を行う場合には、割当を受けた者との間で、書面により、<u>募集株式</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により<u>割り当てられた募集株式</u>の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による<u>募集株式</u>の割当を受けた者が確約に定める期間内において当該<u>募集株式</u>の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第5条 前3条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による<u>募集株式の割当</u>につい</p>	<p>第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、<u>新株予約権の行使により発行された新株</u>その他当取引所が別に定める新株については、適用しない。</p> <p>(第三者割当による<u>新株発行</u>を行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、株主以外の者に<u>新株引受権</u>を付与する方法(以下「第三者割当」という。)による<u>新株発行</u>を行う場合には、<u>新株</u>の割当を受けた者との間で、書面により、<u>新株</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p>(第三者割当により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等)</p> <p>第3条 上場会社は、第三者割当による<u>新株</u>の割当を受けた者が確約に定める期間内において当該<u>新株</u>の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を当取引所に提出するものとし、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第5条 前3条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による<u>新株発行</u>について準用</p>

て準用する。

平成9年6月1日改正付則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、同日前に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第1号に基づき提出される書類に記載される自己株式の処分については、なお従前の例による。

する。

平成9年6月1日改正付則

1 この改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

2 この改正規定施行の日から当分の間、第1条の2の改正規定の適用については、同条中「新株予約権の行使により」とあるのは、「新株予約権の行使により又は商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条又は商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この取扱いは、第三者割当等により<u>割り当てられた株式</u>の譲渡の報告等に関する規則(以下「第三者割当規則」という。)に基づき、当取引所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「当取引所が別に定める<u>株式</u>」とは、<u>割当</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による<u>募集株式</u>の割当を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「<u>募集株式</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) 割当を受けた者は、<u>割当を受けた日</u>から2年間において、割当を受けた<u>株式</u>(以下「<u>割当株式</u>」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、割当を受けた者が前号に掲げる期間において<u>割当株式</u>の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当取引所に報告すること。</p> <p>(3) 割当を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び<u>割当株式</u>の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第三者割当等により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等に関する規則の取扱い</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この取扱いは、第三者割当等により<u>発行された新株</u>の譲渡の報告等に関する規則(以下「第三者割当規則」という。)に基づき、当取引所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(適用除外の取扱い)</p> <p>第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「当取引所が別に定める<u>新株</u>」とは、<u>発行</u>の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた新株をいうものとする。</p> <p>(第三者割当による<u>新株発行</u>を行う場合における確約の締結の取扱い)</p> <p>第2条 第三者割当規則第2条に規定する「<u>新株</u>の譲渡時の当取引所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の当取引所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1) 割当を受けた者は、<u>新株発行の効力発生日</u>から2年間において、割当を受けた<u>新株</u>(以下「<u>割当新株</u>」という。)の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。</p> <p>(2) 上場会社は、割当を受けた者が前号に掲げる期間において<u>割当新株</u>の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当取引所に報告すること。</p> <p>(3) 割当を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び<u>割当新株</u>の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。</p> <p>(4) (略)</p>

2 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当を行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、募集株式の割当後直ちに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 (略)

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による募集株式の割当について準用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 上場会社は、第三者割当による新株発行を行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、新株発行後直ちに当取引所に提出するものとする。

(第三者割当により発行された新株の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 (略)

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、上場会社が行う50名に満たない者を相手方とする募集による新株発行について準用する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。))に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、<u>株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、<u>株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。))の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日)において、当該株式分割、<u>株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。))を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。))及び月末上場時価総額(第4条第1項</u></u></u></p>	<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。))に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。))の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。))を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。))及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得</p>

第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(5)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。)又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日)において、当該株式分割、株式無償割当

た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(6)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)a中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。)又は上場預託証券数を乗じて得た額

て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。)又は上場預託証券数を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(5)の2bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(4)~(5) (略)

(5)の2 第5項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。

(a) 国内の証券取引所又は外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場又は継続的に取引されている国内の証券取引所又は外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場

の平均をいう。以下同じ。)及び月末上場時価総額(第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数又は上場預託証券数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であること」とあるのは「1(7)の2bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

c (略)

(4)~(5) (略)

(5)の2 第5項の規定を外国株券に適用する場合には、次のaからcまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a (略)

b 次の(a)又は(b)に掲げる新規上場申請者又は上場市場変更申請者の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める額が500億円以上であること。

(a) 外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者である新規上場申請者又は上場市場変更申請者

イ 当該新規上場申請者又は上場市場変更申請者が上場申請又は上場市場の変更申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの価格(以下このbにおいて「公開価格」という。)と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当該株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次の口において同じ。)のいずれか低い価格に上場時又は上場市場の変更時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額

株式数を乗じて得た額

□ (略)

(b) (略)

c (略)

(6) (略)

(7) 第5項において、第3条第1項第5号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)(純資産の額)の規定を準用する。

(8) 第5項において、第3条第1項第6号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(6)(利益の額)の規定を準用する。ただし、2(6)iの規定を準用する場合において、新規上場申請者が第6号bの規定の適用を受ける場合の最近3年間のうち最初の1年間(事業の承継又は譲受け前の期間に限る。)については、直接に賦課できない費用の当該事業部門及びそれ以外の事業部門への配賦を事業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じてあん分して行うなど、合理的な方法により算定された承継される事業又は譲渡される事業に係る損益計算書に相当するものに基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(9) (略)

(10) 第5項の規定を新規上場申請者(外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに

□ (略)

(b) (略)

c (略)

(6) (略)

(7) 第5項において、第3条第1項第5号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)(株主資本(純資産)の額)の規定を準用する。

(8) 第5項において、第3条第1項第6号に適合しているかどうかの審査に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(6)(利益の額)の規定を準用する。ただし、2(6)iの規定を準用する場合において、新規上場申請者が第6号bの規定の適用を受ける場合の最近3年間のうち最初の1年間(営業の承継前の期間に限る。)については、直接に賦課できない費用の当該営業部門及びそれ以外の営業部門への配賦を営業部門ごとの売上高、従業員構成の割合等に応じてあん分して行うなど、合理的な方法により算定された承継される営業に係る損益計算書に相当するものに基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(9) (略)

(10) 第5項の規定を新規上場申請者(外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合は、最近3年間のうちその設立前の期

に伴い持株会社になった場合を除く。)は、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)。ただし、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。

各2部

(b) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することにに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

(c) 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社(当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近3年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

間における子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)。ただし、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されるものを除く。

各2部

(b) 新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、設立後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合で、かつ、持株会社設立時の子会社が複数あるときは、最近3年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

2部

(c) 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近3年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等

(d) 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近3年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等

(e) (略)

c・d (略)

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうかが審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイから八までのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ (略)

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)・(3) (略)

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3

(新設)

(d) (略)

c・d (略)

2 第3条（指定基準）第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうかが審査を行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイから八までのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ (略)

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e) (略)

b (略)

(2)・(3) (略)

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3

か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあつては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b（略）

c 上場会社が直前事業年度の末日を含む月の末日からさかのぼって6か月以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(5)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第

か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第1項第1号bの規定の適用を受ける場合にあつては、同bに定める日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b（略）

c 上場会社が直前事業年度の末日を含む月の末日からさかのぼって6か月以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(5) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(5)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて

1 項第 2 号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であることをいうものとする。

(6) 純資産の額

第 5 号に規定する純資産の額については、株券上場審査基準の取扱い 2 (5) (純資産の額) の規定を準用する。この場合において、同(5)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(7) 利益の額

a 第 6 号に規定する「最近」の起算は、直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)

b 第 6 号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い 2 (6) b から k の 2 まで (利益の額) の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

c (略)

(8) 時価総額

a ~ d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い 2 (6) h、j 前段、k 及び k の 2 の規定は、第 7 号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9)・(10) (略)

3 第 3 条 (指定基準) 第 2 項関係

(1) 指定対象

a 第 2 項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第 3 項

得た額をいう。以下同じ。)が40億円以上であることをいうものとする。

(6) 株主資本 (純資産) の額

第 5 号に規定する株主資本 (純資産) の額については、株券上場審査基準の取扱い 2 (5) (株主資本 (純資産) の額) の規定を準用する。この場合において、同(5)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(7) 利益の額

a 第 6 号に規定する「最近」の起算は、審査対象決算期 (審査を行う対象となる決算期をいう。)からさかのぼるものとする。(以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。)

b 第 6 号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い 2 (6) b から k まで (利益の額) の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と読み替えるものとする。

c (略)

(8) 時価総額

a ~ d (略)

e 株券上場審査基準の取扱い 2 (6) h、j 前段及び k の規定は、第 7 号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9)・(10) (略)

3 第 3 条 (指定基準) 第 2 項関係

(1) 指定対象

a 第 2 項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第 3 項

の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ（略）

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e)（略）

b（略）

(2)・(3)（略）

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。この場合において、上場会社の本国及び当該上場会社が発行者である上場株券が上場又は継続的に取引されている外国の証券取引所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（営業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ～ハ（略）

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の利益配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c)～(e)（略）

b（略）

(2)・(3)（略）

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合にあっては、同号に定める日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と ならないとき」とは、<u>審査対象事業年度の末日</u> の翌日から起算して1か年目の日（<u>事業年度の末日</u> の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券 の発行者の<u>事業年度の末日</u>に当たらないときは、 当該1か年目の日後最初に到来する<u>事業年度の末 日</u>）までの期間（以下この(2)において「<u>猶予期 間</u>」という。）内において2,000人以上とならな いときをいうものとする。</p> <p>c～h (略)</p> <p>i 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄 が、<u>猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に</u>、 株式分割（同時に<u>単元株式数の多い数</u>への変更を 行っている場合には、実質的に株式分割が行われ たと認められるものに限る。）<u>又は株式無償割当 て（上場株券に係る株式と同一の種類</u>の株式を割 り当てるもの）<u>に限り、同時に単元株式数の多い数 への変更を行っている場合には、実質的に当該株 式無償割当てが行われたと認められるものに限 る。）</u>を猶予期間の最終日の属する月の翌月から 起算して5か月目の月の初日までに行うことの決 議（<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を 含む。以下このiにおいて同じ。）をした場合に は、決議の日における株主数（最近の基準日等の 株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を 記載した書類を提出したときは、当該基準日等の 株主数に当該基準日における単元未満株式のみ を所有する株主のうち、当該株式分割<u>又は株式無 償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する 株主（単元株式数を定め</u>ない場合には、株主）と なるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号 に定める人数に達している場合には、決議の時</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と ならないとき」とは、<u>審査対象決算期の翌日</u>から 起算して1か年目の日（<u>決算期</u>の変更により当該 1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の<u>決算期</u> に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に 到来する<u>決算期</u>）までの期間（以下この(2)におい て「<u>猶予期間</u>」という。）内において2,000人以上 とならないときをいうものとする。</p> <p>c～h (略)</p> <p>i 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄 が、<u>猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に</u>、 株式分割（同時に<u>1単元の株式の数</u>の多い数へ の変更を行っている場合には、実質的に株式分割が 行われたと認められるものに限る。）を猶予期間 の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目 の月の初日までに行うことの決議（<u>委員会等設置 会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。以下この iにおいて同じ。）をした場合には、決議の日にお ける株主数（最近の基準日等の株主数をいう。 ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を 提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基 準日における単元未満株式のみを所有する株主 （<u>単元株制度を採用しない場合には、端株原簿の みに記載のある端株主</u>）のうち、当該株式分割に より<u>1単元の株式の数以上の株式を所有する株主 （単元株制度を採用しない場合には、株主）</u>とな るべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に 定める人数に達している場合には、決議の時（<u>審 査対象決算期</u>以前に決議した場合には当該<u>審査対 象決算期</u>とし、<u>猶予期間経過後に決議した場合に は猶予期間の最終日とする。</u>）に当該銘柄の株主</p>

(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。) に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したもとして取り扱うものとする。

j 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このjにおいて同じ。) をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。) が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。) に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したもとして取り扱うものとする。

k (略)

(3) 売買高

a・b (略)

c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株券を含む。次のdにおいて同じ。) の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d (略)

e 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式

数が同号に定める人数に達したもとして取り扱うものとする。

j 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このjにおいて同じ。) をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。) が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。) に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したもとして取り扱うものとする。

k (略)

(3) 売買高

a・b (略)

c 第3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。次のdにおいて同じ。) の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

d (略)

e 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後

数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(4)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c （略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用す

の1単元の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下この(4)において同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c （略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用す

る。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産」と読み替える。

c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ（略）

（削る）

ロ（略）

(b)（略）

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a～d（略）

e 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2 第2条（指定替え基準）第2項関係

(1)・(2)（略）

る。この場合において「利益の額」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ（略）

ロ 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

ハ（略）

(b)（略）

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a～d（略）

e 株主資本（純資産）の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2 第2条（指定替え基準）第2項関係

(1)・(2)（略）

(3) 株式の分布状況

- a (略)
- b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と
ならないとき」とは、審査対象事業年度の末日
の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日
の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行
者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該1
か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）
までの期間（以下この(3)において「猶予期間」と
いう。）内において2,000人以上とならないときを
いうものとする。
- c 第2号（同号ただし書を除く。）に規定する株
式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情
報の適時開示等に関する規則の取扱い15 a の2の
規定により提出される株式の分布状況表に記載さ
れた株式の分布状況によるものとする。この場合
において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱
い15 a の2に規定する権利確定日等又は調査の日
現在のものによる場合においても、当該記載は当
該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の
末日現在のもののみならずして取り扱うものとする。
- d (略)
- e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2
(3)g（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱
い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除
く。）は、第2号ただし書の場合に準用する。こ
の場合において、「直前事業年度の末日等の後4
か月以内」とあるのは「猶予期間経過後6か月以
内」と、「当該末日等」とあるのは「猶予期間の
最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基
準に関する株式の分布状況表」とあるのは「当取
引所所定の「株式の分布状況表」と、「直前事
業年度の末日等における」とあるのは「猶予期間
の最終日における」と読み替える。

(4) (略)

(5) 指定替えの時期

- a (略)
- b 1(6)eの規定は、外国株券である市場第一部銘
柄の純資産の額が第1項第5号に該当した場合に
準用する。

(3) 株式の分布状況

- a (略)
- b 第2号に規定する「1か年以内に2,000人以上と
ならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から
起算して1か年目の日（決算期の変更により当該
1か年目の日が当該銘柄の発行者の決算期に当た
らない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来
する決算期）までの期間（以下この(3)において
「猶予期間」という。）内において2,000人以上と
ならないときをいうものとする。
- c 第2号（同号ただし書を除く。）に規定する株
式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情
報の適時開示等に関する規則の取扱い15 a の2の
規定により提出される株式の分布状況表に記載さ
れた株式の分布状況によるものとする。この場合
において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱
い15 a の2に規定する権利確定日等又は調査の日
現在のものによる場合においても、当該記載は当
該権利確定日等又は調査の日の直前の決算期現在
のもののみならずして取り扱うものとする。

d (略)

- e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2
(3)h（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱
い）の規定（少数特定者持株数に係る部分を除
く。）は、第2号ただし書の場合に準用する。こ
の場合において、「直前事業年度の末日等の後4
か月以内」とあるのは「猶予期間経過後6か月以
内」と、「当該末日等」とあるのは「猶予期間の
最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基
準に関する株式の分布状況表」とあるのは「当取
引所所定の「株式の分布状況表」と、「直前事
業年度の末日等における」とあるのは「猶予期間
の最終日における」と読み替える。

(4) (略)

(5) 指定替えの時期

- a (略)
- b 1(6)eの規定は、外国株券である市場第一部銘
柄の株主資本（純資産）の額が第1項第5号に該
当した場合に準用する。

c ~ e (略)

c ~ e (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、<u>審査対象事業年度の末日</u>の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の<u>事業年度の末日</u>に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する<u>事業年度の末日</u>)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において上場株式数(猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 第2号aの(b)に係る同号ただし書の規定は、<u>審査対象事業年度の末日</u>後、同(b)に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合における第2号aの(b)の規定については、次の(a)又は(b)に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(a) 当該株式の公募に係る応募者に<u>審査対象事業年度の末日</u>における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、<u>審査対象事業年度の末日</u>における少数特定者持株数が<u>審査対象事業年度の末日</u>における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の90%以下となったときは、<u>審査対象事業年度の末日</u>における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、<u>審査対象決算期</u>の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の<u>決算期</u>に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する<u>決算期</u>)までの期間(以下この(2)において「猶予期間」という。)内において上場株式数(猶予期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。</p> <p>c～k (略)</p> <p>1 第2号aの(b)に係る同号ただし書の規定は、<u>審査対象決算期</u>の末日後、同(b)に定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合における第2号aの(b)の規定については、次の(a)又は(b)に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(a) 当該株式の公募に係る応募者に<u>審査対象決算期</u>の末日における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、<u>審査対象決算期</u>の末日における少数特定者持株数が<u>審査対象決算期</u>の末日における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の90%以下となったときは、<u>審査対象決算期</u>の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。</p>

(b) 当該株式の売出し等が審査対象事業年度の末日における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象事業年度の末日における上場株式数の90%以下となった場合は、審査対象事業年度の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。

n (略)

(3) 売買高

a (略)

b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからeまで(審査の時期、平均売買高及び単元株式数の変更を行った場合の売買高の取扱い)の規定は、第3号の場合に準用する。

c・d (略)

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する月間平均上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。))又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて

(b) 当該株式の売出し等が審査対象決算期の末日における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し等であって、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が審査対象決算期の末日における上場株式数の90%以下となった場合は、審査対象決算期の末日における少数特定者持株数比率が90%以下となったものとして取り扱う。

n (略)

(3) 売買高

a (略)

b 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからeまで(審査の時期、平均売買高及び1単元の株式の数の変更を行った場合の売買高の取扱い)の規定は、第3号の場合に準用する。

c・d (略)

(4) 上場時価総額

a (略)

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)aに規定する月間平均上場時価総額(同aの2の規定により算定されるものを含む。)をいう。次のc及び3(3)において同じ。)がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合は月末上場時価総額(同取扱い1(4)aに規定する月末上場時価総額(同aの2の規定により算定

得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額（同取扱い1(4)aに規定する月末上場時価総額（同aの2の規定により算定されるものを含む。）をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。

c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(5)において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ため

されるものを含む。）をいう。次のc及び3(3)において同じ。）がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c・d（略）

(5) 債務超過

a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表）に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則第87条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額）が負であることをいうものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(6)e（監査意見に基づく修正）の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「株主資本（純資産）」と読み替える。

c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは、第5号に規定する「債務超過の状態」となった決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期）までの期間（以下この(5)において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ため

の経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ (略)

(削る)

ロ (略)

(b) (略)

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日の上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日(事業年度の末日の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日の上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいうものとする。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

の経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ (略)

ロ 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

ハ (略)

(b) (略)

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日の上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象決算期の翌日から起算して2か年目の日(決算期の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日の上場会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間をいうものとする。

(6) (略)

(7) 破産手続、再生手続、更生手続又は整理

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続、更生手続又は整理の原因があることにより、破産手続、再生手続、更生手続又は整理を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)までに掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)までに定める日に同号前段に該当するものとして取り扱う。

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを取締役会決議を行った場合

当該上場会社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日）

(c) (略)

c 第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること

イ (略)

(削る)

ロ (略)

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること

イ (略)

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)のロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) (略)

d ~ e (略)

(8) 事業活動の停止

a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった

(a) (略)

(b) 上場会社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、営業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを取締役会決議を行った場合

当該上場会社から当該営業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（営業の大部分の譲渡の場合には、当該営業譲渡が営業の大部分の譲渡であると当取引所が認めた日）

(c) (略)

c 第7号後段に規定する「当取引所が適当と認める再建計画」とは以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイからハまでに定める場合に従い、当該イからハまでに定める事項に該当すること

イ (略)

ロ 上場会社が法律の規定に基づく整理を必要とするに至った場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得られる見込みがあるものであること

ハ (略)

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること

イ (略)

ロ 前(a)のイ若しくはロに規定する見込みがある旨及びその理由又はハに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) (略)

d ~ e (略)

(8) 営業活動の停止

a 第8号に規定する「営業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の営業活動が停止されたと当取引所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった

場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併に係る株券提出期間満了の日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）

イ・ロ （略）

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) （略）

(9) 不適当な合併等

a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a) （略）

(b) 分割による非上場会社からの事業の承継

(c) 非上場会社からの事業の譲受け

(d) 分割による他の者への事業の承継

(e) 他の者への事業の譲渡

(f) （略）

(g) 第三者割当による株式の割当て又は50名に満たない者に対する株式の割当て

(h) （略）

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない

場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）

イ・ロ （略）

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日

(c) （略）

(9) 不適当な合併等

a 第9号aに規定する「当取引所が定める行為」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(a) （略）

(b) 分割による非上場会社からの営業の承継

(c) 非上場会社からの営業の譲受け

(d) 分割による他の者への営業の承継

(e) 他の者への営業の譲渡

(f) （略）

(g) 第三者割当による新株発行又は50名に満たない者に対する新株発行

(h) （略）

b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない

と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイから二までのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 事業の承継又は譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 分割による他の者への事業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て、50名に満たない者に対する株式の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定し

と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a)・(b) (略)

(c) 非上場会社から分割による営業の承継又は非上場会社から営業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイから二までのいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 営業の承継又は営業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 分割による他の者への営業の承継（次の(e)に規定する場合を除く。）、他の者への営業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による新株発行、50名に満たない者に対する新株発行その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の(b)から(g)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していない

ていないこと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(e)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c～g（略）

(10)～(12)（略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a（略）

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての

こと。

(e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(e)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの営業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c～g（略）

(10)～(12)（略）

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a（略）

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日

書面による報告を受けた日)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)
- b 前a以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

2 第2条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第19号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 株式の分布状況

a (略)

b 第3号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この(4)において「猶予期間」という。)内において150人以上とならないときをいうものとする。

c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15aの2に規定する権利確定日等又は調査の日

(14) (略)

(新設)

2 第2条(上場廃止基準)第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第18号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 株式の分布状況

a (略)

b 第3号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行者の決算期に当たらない場合は、当該1か年目の日の後最初に到来する決算期)までの期間(以下この(4)において「猶予期間」という。)内において150人以上とならないときをいうものとする。

c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15aの2に規定する権利確定日等又は調査の日

現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(5)・(6) (略)

3 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 1(2)b及びc、fからjまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1(2)b中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

b (略)

(2) 売買高等

a~d (略)

e 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第2号に規定する売買高を算定するものとする。

f (略)

(3)~(5) (略)

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、

現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の決算期現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(5)・(6) (略)

3 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 1(2)aの2からcまで及びfからjまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1(2)aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

b (略)

(2) 売買高等

a~d (略)

e 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第2号に規定する売買高を算定するものとする。

f (略)

(3)~(5) (略)

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、

当該 a から e までに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

b 第2条第1項第12号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第3項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の交付に係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c （略）

d 第2条第1項第18号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.(15)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

e 第2条第1項第19号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほ

当該 a から d までに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、本取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日（株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合（旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。）若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

b 第2条第1項第12号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の割当てに係る基準日の3日前の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日）に上場廃止する。

c （略）

（新設）

d 第2条第1項第18号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほ

か、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第19号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の4日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日))までとする。

(b) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

か、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の証券取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併期日(株券を提出すべきものとする場合又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))若しくは被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の4日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の5日前の日))までとする。

(b) (略)

2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によつてされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1(8)bの(a)及び6(1)aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、証券取引法その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所有価証券市場を開設する証券取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、登録取消し、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p> <p>（貸出規程による制約）</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融株式会社（以下「証金」という。）が貸借取引貸出規程（以下「貸出規程」という。）に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、当該取引所における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置</p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、証券取引法その他の法令、信用取引に係る売買を執行する店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会（以下「協会」という。）の諸規則及び決定事項又は取引所有価証券市場を開設する証券取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、<u>協会及び</u>当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 <u>協会又は</u>当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、登録取消し、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p> <p>（貸出規程による制約）</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、<u>協会又は</u>当該取引所が指定する証券金融株式会社（以下「証金」という。）が貸借取引貸出規程（以下「貸出規程」という。）に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、<u>協会又は</u>当該取引所における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置</p>

(3) (略)

(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)

第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所の定める方法により処理されること。

(期限の利益の喪失)

第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更正手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) ~ (6) (略)

2 (略)

(期限の利益を喪失した場合における信用取引の処理)

第9条 (略)

2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該取引所の規則により、当該遅滞に係る信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

3 ~ 5 (略)

(差引計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、信用取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については当該取引所の定めるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延損害金の

(3) (略)

(買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理)

第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、配当又は新株引受権の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、協会又は当該取引所の定める方法により処理されること。

(期限の利益の喪失)

第8条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 支払いの停止又は破産、再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) ~ (6) (略)

2 (略)

(期限の利益を喪失した場合における信用取引の処理)

第9条 (略)

2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、協会又は当該取引所の規則により、当該遅滞に係る信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

3 ~ 5 (略)

(差引計算)

第11条 (略)

2 (略)

3 前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、信用取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については協会又は当該取引所の定めるものとし、貴社に対するその他の債務の遅延

率については、貴社の定める率によるものとする。

(遅延損害金の支払い)

第13条 私が信用取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(通知証券会社に該当した場合の措置)

第14条 (略)

2 前項の場合においては、私と貴社の間における私の当該信用取引に係るすべての債権(委託保証金返還請求権を除く。)及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1) 当該信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債権(当該信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。)の額の合計額

(2) 当該信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債務(当該信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。)の額の合計額

(認定等に伴う措置に係る請求)

第15条 貴社が通知証券会社又は認定証券会社に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

(遅延損害金の支払い)

第13条 私が信用取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、協会又は当該取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(通知証券会社に該当した場合の措置)

第14条 (略)

2 前項の場合においては、私と貴社の間における私の当該信用取引に係るすべての債権(委託保証金返還請求権を除く。)及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1) 当該信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該信用取引による買付有価証券に相当する価額として協会又は当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債権(当該信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。)の額の合計額

(2) 当該信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該信用取引による売付有価証券に相当する価額として協会又は当該取引所が定めた価額並びにその他の当該信用取引に関する一切の債務(当該信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。)の額の合計額

(認定等に伴う措置に係る請求)

第15条 貴社が通知証券会社又は認定証券会社に該当した場合において、前条に定める取扱いその他協会及び当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、協会及び当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

合併等における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する
取り扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取り扱いについて</p> <p>1 受託契約準則第24条の規定に基づき取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められることとなった商号変更前の株券については、取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められている期間に限り、信用取引担保有価証券（委託保証金代用有価証券及び買付有価証券をいう。）、発行日取引委託保証金代用有価証券及び株価指数オプション取引委託証拠金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められることとなった商号変更前の株券について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p>2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併に係る決済物件としての被合併会社株券の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>合併等における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取り扱いについて</p> <p>1 受託契約準則第23条及び第24条の規定に基づき取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券については、取引所の市場における有価証券の売買に係る決済物件として認められている期間に限り、信用取引担保有価証券（委託保証金代用有価証券及び買付有価証券をいう。）、発行日取引委託保証金代用有価証券及び株価指数オプション取引委託証拠金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、国内の他の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。</p>

委託保証金および委託証拠金の代用有価証券からの除外についての一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>発行日取引及び信用取引にかかる委託保証金又は株価指数オプション取引に係る委託証拠金の代用有価証券から除外する。</u></p> <p>(1) <u>当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の証券取引所の上場会社の完全子会社となる場合</u></p> <p>(2) <u>当該株券の発行者が国内の証券取引所の上場会社に吸収合併される場合</u></p> <p>(3) <u>その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の証券取引所に速やかに上場される見込みがあるとき</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>1 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、<u>次の各号に掲げる委託保証金又は委託証拠金の代用有価証券から除外する。</u></p> <p>(1) <u>発行日取引に係る委託保証金</u></p> <p>(2) <u>信用取引に係る委託保証金</u></p> <p>(3) <u>株価指数オプション取引に係る委託証拠金</u></p> <p>2 （略）</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 終値取引特例第6条第6項の規定により、終値取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、<u>存続会社</u>の発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第2条 終値取引特例第6条第6項の規定により、終値取引の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 呼値の制限</p> <p>取引参加者は、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、<u>合併会社</u>の発行する<u>合併転換社債型新株予約権付社債券</u>として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所又は終値取引特例第6条第3項第1号に定める指定取引所において上場後最初の約定値段が決定されるまでは、呼値を行ってはならない。</p> <p>(4) (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程(以下「規程」という。)第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。以下同じ。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における業務規程(以下「規程」という。)第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、規程第9条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。以下同じ。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。</p>
<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社</p>	<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社</p>

又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。) 以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。

(バスケット取引の代金)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

又は国内の他の証券取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の証券取引所において上場廃止された後、合併会社の発行する合併転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。) 以外の銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。

(バスケット取引の代金)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第1号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

4 第1項の規定にかかわらず、相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、当取引所がその都度定める。

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>(1) 被支援会社である上場会社の発行する<u>株券</u>についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3 第4条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する</p>	<p>1 第2条（業務規程の特例）関係</p> <p>(1) 被支援会社である上場会社の発行する<u>普通株</u>についての監理ポストへの割当てについては、上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てることとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3 第4条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第2号ただし書」とあるのは「第2号本文」と、「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定があったことを証する</p>

書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)及び(ロ)の規定は適用しない。

(b) 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ロ)までの区分に従い、当該(イ)から(ロ)までに規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(削る)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

ロ (略)

書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(ロ)までの規定は適用しない。

(b) 第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象決算期に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ロ)までの区分に従い、当該(イ)から(ロ)までに規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

(ハ) (略)

(ニ) (略)

ロ (略)

(2) 第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用については、eを次のとおりとする。

e 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日(第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われないことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日)に指定替えを行う。

4 第5条(株券上場廃止基準の特例)関係

株券上場廃止基準の取扱い1(5)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この4において同じ。)の規定は、第5条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前

(2) 第4条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用については、eを次のとおりとする。

e 株主資本(純資産)の額が第5号に該当した場合には、審査対象決算期の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日(第4条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号本文かっこ書に該当した場合にあっては、買取決定が行われないことを当取引所が確認した日の翌月から起算して2か月目の月の初日)に指定替えを行う。

4 第5条(株券上場廃止基準の特例)関係

株券上場廃止基準の取扱い1(5)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この4において同じ。)の規定は、第5条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1か年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1か年以内(当該期間が産業再生機構による買取決定の日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前

に終了するときに限る。) 」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)及び(ロ)の規定は適用しない。

(b) 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「1か年以内(c に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ロ)までの区分に従い、当該(イ)から(ロ)までに規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(削る)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

に終了するときに限る。) 」と、「買取決定があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(イ)から(ロ)までの規定は適用しない。

(b) 第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「1か年以内(c に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が産業再生機構による買取決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ロ)までの区分に従い、当該(イ)から(ロ)までに規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく会社の再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 法律の規定に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、整理計画として債権者の合意又は裁判所の実行命令を得ているものであることを証する書面

(ハ) (略)

(ニ) (略)

□（略）

□（略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、新規上場申請者又は上場会社（<u>外国会社を除く。以下同じ。</u>）が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を規定する。</p> <p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同第13条（所属部の指定又は指定替え）第1項関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)又は18(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に</p>	<p>この特例は、新規上場申請者又は上場会社が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を規定する。</p> <p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同第13条（所属部の指定又は指定替え）第1項関係</p> <p>新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)又は18(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した株主資本の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該株主資本の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される株主資本の</p>

ついて、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

- 2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

- 2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）第1項関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象決算期における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1) <u>第1項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(昭和48年大蔵省令第5号。)第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」、同第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」又は同第9条の4第1項に規定する「第2号の3様式」に準じて記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1項第5号に規定する「当該株券の見本」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(3) <u>第1項第7号に規定する書類には、最近2年間に終了する各事業年度の法人税確定申告書の写しを含むものとする。</u></p>	<p>1 第2条(上場申請)関係</p> <p>(新設)</p> <p>第2条第4号に規定する「当該株券の見本」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>2 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) <u>第1号bに規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1号cに規定する「株式の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は、次の基準に適合するかどうかを確認することにより行うものとする。</u></p> <p><u>「上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており、かつ、株式の内容、配当政策、優先株の発行者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項(発行者が取得できる旨の定めがある場合にあつては、当該取得についての方針を含む。)が分かりやすく記載されていること。</u></p> <p>(3) <u>第2号b及びcに規定する優先株に係る少数特定者持株数及び優先株に係る株主数については、次の</u></p>	<p>2 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) <u>第3条第2号に規定する上場後継続して優先配当を行える見込みについては、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における配当可能利益について審査するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

とおり取り扱うものとする。

a 優先株に係る少数特定者持株数及び優先株に係る株主数については、第2条第1項第4号の規定により上場申請銘柄の発行者から提出される優先株の分布状況表に記載された優先株の分布状況によるものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)(明らかに固定的所有でない認められる株式の取扱い)の規定は、第2号bに規定する「明らかに固定的所有でない認められる優先株」について準用する。

c 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場申請銘柄の発行者が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

d 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(c)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場申請銘柄の発行者が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

e 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、第2号cに規定する優先株に係る株主数の算定について準用する。

(4) 第2号dに規定する「当取引所の定めるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。

a (略)

b 株式の内容について当取引所が必要と認める事項が記載されていること。

c (略)

(5) 第2号eに規定する指定保管振替機関として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

(6) 株券上場審査基準の取扱い2(11)の規定は、第2号fの場合に準用する。

2の2 第4条の2(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)関係

第4条の2に規定する当取引所が必要と認める書類は、上場申請のための有価証券報告書をいうものとする。

(2) 第3条第3号cに規定する「当取引所の定めるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。

a (略)

b 優先株の内容について当取引所が必要と認める事項が記載されていること。

c (略)

(3) 第3条第3号dに規定する指定保管振替機関として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

(新設)

(新設)

3 第5条（上場廃止基準）関係

(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。

a・aの2（略）

b 事業年度の末日の変更によりdに定める期間の最終日が事業年度の末日に当たらない上場会社は、当該期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所の定める様式による優先株の分布状況表を当取引所に提出するものとする。

c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e（少数特定者持株数の算定の取扱い）並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内において上場株式数の80%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）

e 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d（少数特定者持株数の猶予期間内における取扱い）の規定は、第2項第2号aに準用する。

3 第5条（上場廃止基準）関係

(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。

a・aの2（略）

b 決算期の変更によりdに定める期間の最終日が決算期に当たらない上場会社は、当該期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく、当取引所の定める様式による優先株の分布状況表を当取引所に提出するものとする。

c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e（少数特定者持株数の算定の取扱い）並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）

e 優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株

式数の75%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%以下となったと認められるとき。

(b) 優先株の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%以下となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。

イ 当該株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、直近の決算期等における優先株少数特定者持株数が直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の70%以下となった場合

ロ 当該株式の売出し又は数量制限付分売が直近の決算期等における大株主上位10名又は役員の所有に係る株式の売出し又は数量制限付分売（以下「売出し等」という。）であって、直近の決算期等における優先株少数特定者持株数から当該株式の売出し等に係る株式数を差し引いた数が、直近の決算期等における上場株式数の70%以下となった場合

イ及び前ロの場合における優先株少数特定者持株数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出し等までの間に、優先株の公募又は売出し等を行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合には、直近の決算期等における上場株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することがで

- f・g (略)
- h 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h(株主数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第2項第2号bに準用する。
- i 株券上場廃止基準の取扱い1(2)k(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第2項第2号ただし書の場合に準用する。
- (2) 優先株の全部が発行者に取得されたときは、第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。
- (3) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。
- a～c (略)
- d 当該銘柄が国内の他の証券取引所に上場されている場合には、前cに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該銘柄の国内の他の証券取引所における売買高に基づき、第2項第4号に規定する売買高を算定することができるものとする。
- (4) 第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
- a 第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号から第7号までに該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。
- b 第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行者の発行する株券の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やか

きるものとし、その株式の売出し等が直近の決算期等における大株主上位10名及び役員の所有に係る株式の売出し等である場合には、直近の決算期等における優先株少数特定者持株数からその株式の売出し等に係る株式数を差し引くことができるものとする。

- f・g (略)
- h 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h(株主数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第5条第2項第2号bに準用する。
- i 株券上場廃止基準の取扱い1(2)k(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第5条第2項第2号ただし書の場合に準用する。
- (2) 優先株の他の種類の株式への一斉転換又は当該上場銘柄の残存株式のすべてについての償還が行われたときは、第5条第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。
- (3) 第5条第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。
- a～c (略)
- d 「当取引所及び東京又は大阪証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が、3単位未満である場合とする。
- (4) 第5条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
- a 第5条第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。
- b 第5条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行者の発行する普通株の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所

に上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

(5) 株券上場審査基準の取扱い2(11)及び株券上場廃止基準の取扱い1(12)bの規定は、第2項第6号の場合に準用する。

4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係

第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場申請優先株の発行会社又は優先株の上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

(1) 上場手数料

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の2.6
- b (略)
- c 事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）には、上場手数料をその2分の1とする。

(2) 年間上場料

- a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額のうち
(a)～(g) (略)
- b・c (略)
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日支払分）を免除する。
- e (略)
- f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日支払分）を免除する。
- g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに

が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第5条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

(新設)

4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係

第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場申請優先株の発行会社又は優先株の上場会社が外国会社である場合を除く。）して支払うものとする。

(1) 上場手数料

- a 1株当たりの払込金額に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の2.6
- b (略)
- c 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）には、上場手数料をその2分の1とする。

(2) 年間上場料

- a 1株当たりの払込金額に上場株式数を乗じて得た金額のうち
(a)～(g) (略)
- b・c (略)
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。
- e (略)
- f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日納入分）を免除する。
- g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により普通株とと

に上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができるものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

もに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができるものとする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e（略）</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ事業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日</p> <p>g～i（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>5 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e（略）</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日</p> <p>g～i（略）</p> <p>(3)（略）</p>
<p>6 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>上場会社が発行するもの 1銘柄につき 5万円</p> <p>ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p> <p>そのうち1銘柄は 5万円</p> <p>その他の銘柄は1銘柄につき 2万5千円</p> <p>上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1銘柄につき 10万円</p> <p>ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p> <p>そのうち1銘柄は 10万円</p> <p>その他の銘柄は1銘柄につき 5万円</p> <p>(a)（略）</p> <p>(b) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（2月末日支払分）を免除する。</p>	<p>6 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第9条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算（債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>上場会社が発行するもの 1銘柄につき 5万円</p> <p>ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p> <p>そのうち1銘柄は 5万円</p> <p>その他の銘柄は1銘柄につき 2万5千円</p> <p>上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1銘柄につき 10万円</p> <p>ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p> <p>そのうち1銘柄は 10万円</p> <p>その他の銘柄は1銘柄につき 5万円</p> <p>(a)（略）</p> <p>(b) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（2月末日納入分）を免除する。</p>

(c) (略)

(d) 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額(8月末日支払分)を免除する。

(e) 債券特例第7条第1項第1号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

(c) (略)

(d) 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額(8月末日納入分)を免除する。

(e) 債券特例第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。

新株予約権付社債券等上場契約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>転換社債型新株予約権付社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">(コード番号 名証第 部)</p> <p>_____ (以下「会社」という。)は、その発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>(以下「上場転換社債型新株予約権付社債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">会社名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者の役職氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">(コード番号 名証第 部)</p> <p>_____ (以下「会社」という。)は、その発行する<u>新株予約権付社債券等</u>を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>新株予約権付社債券等</u>(以下「上場新株予約権付社債券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>新株予約権付社債券等</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p>

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1 上場申請の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2 上場審査基準の取扱い（<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>第3条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>転換社債型新株予約権付社債の本券は、額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2（10）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1 上場申請の取扱い（<u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>新株予約権付社債券等特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債等の本券の見本</u>」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債等の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2 上場審査基準の取扱い（<u>新株予約権付社債券等特例</u>第3条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>新株予約権付社債等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2（10）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>a <u>転換社債型新株予約権付社債券</u> 額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</p> <p>b <u>前a以外の新株予約権付社債券等</u> 当該新株予約権付社債券等に係る社債券が額面100万円券又は額面50万円券のいずれか一種であること（当該新株予約権付社債等が、<u>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券と</u></p>

(3) (略)

3 上場廃止基準の取扱い(転換社債型新株予約権付社債特例第4条関係)

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日)とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は取得を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなつた銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日)とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第4条第2項第2号に該当することとなつた銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又

みなされる社債券及び新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券が単一の券種であること。)。

(3) (略)

3 上場廃止基準の取扱い(新株予約権付社債券等特例第4条関係)

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなつた銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなつた銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日(応答日がないときはその月の末日)とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第4条第2項第2号に該当することとなつた銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又

は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。

(a) 最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄

新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）

(b)（略）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間終了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日（新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日）

(b)（略）

e・f（略）

（削る）

は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。

(a) 最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）

(b)（略）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間終了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日（新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日）

(b)（略）

e・f（略）

g 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、当取引所がその都度定める日

4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）

上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。

(1) 上場手数料

a・b （略）

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）支払うものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、これを免除することができる。

e 事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）の上場手数料は2分の1とする。

(2) 年間上場料

a・b （略）

c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。

d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2月末日支払分）を免除する。

e～g （略）

(3) （略）

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

h 第4条第2項第7号に該当することとなった銘柄については、当取引所がその都度定める日

4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（新株予約権付社債券等特例第5条関係）

上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。

(1) 上場手数料

a・b （略）

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権付社債券等特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）支払うものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、これを免除することができる。

e 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）の上場手数料は2分の1とする。

(2) 年間上場料

a・b （略）

c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2月末日納入分）を免除する。

e～g （略）

(3) （略）

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- (2) 新株予約権証券上場契約書

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。